

「宇都宮市 配偶者などからの暴力に関する調査」

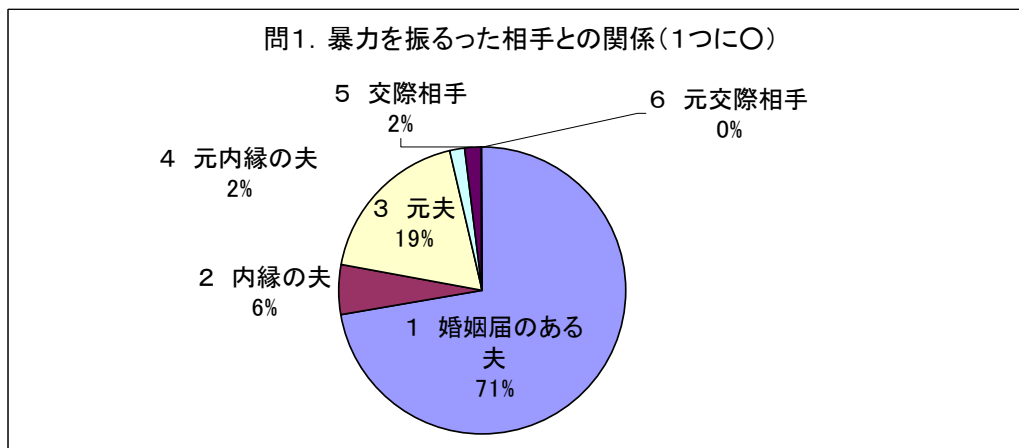
- 1 調査対象 過去に「特定認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ」などを利用したDV被害者 計54名
- 2 調査方法 原則面接による聞き取り（遠隔地在住者には電話を利用した聞き取り）
- 3 調査期間 平成20年4月25日から6月13日まで
- 4 調査主体 宇都宮市市民生活部男女共同参画課（特定認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ）に委託）

配偶者などからの暴力被害の状況などについて

問1. あなたに暴力を振るった相手は、どのような関係の方ですか。(N54)

(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|-----------|----|---------|
| 1 婚姻届のある夫 | 39 | (72.2%) |
| 2 内縁の夫 | 3 | (5.6%) |
| 3 元夫 | 10 | (18.5%) |
| 4 元内縁の夫 | 1 | (1.9%) |
| 5 交際相手 | 1 | (1.9%) |
| 6 元交際相手 | 0 | (0.0%) |

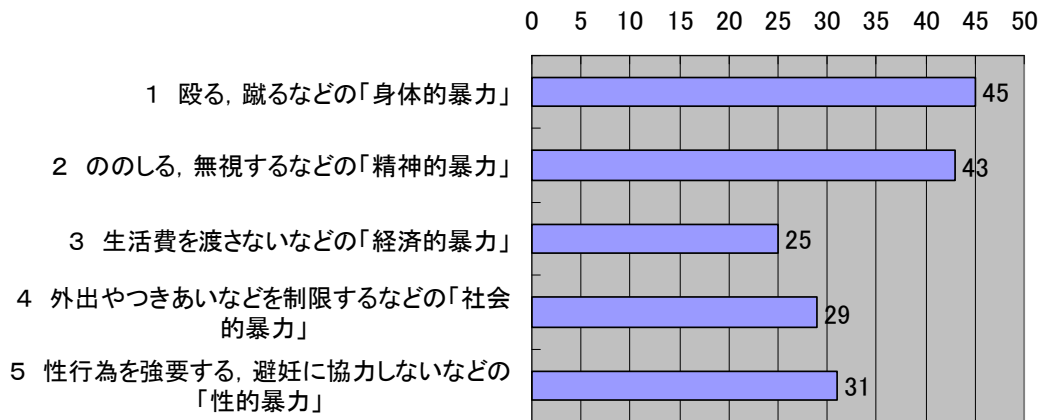


問2. あなたが振るわれた暴力はどのようなものですか。(N54)

(あてはまるものすべてに○)

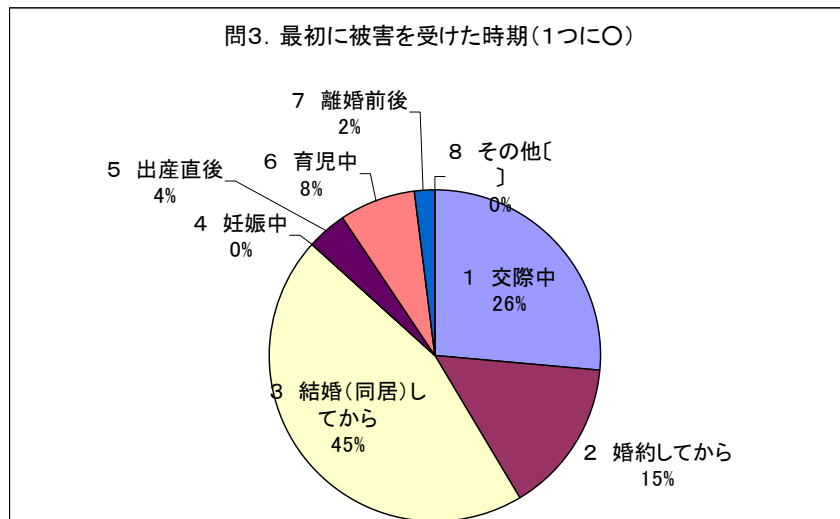
- | | | |
|------------------------------|----|---------|
| 1 殴る、蹴るなどの「身体的暴力」 | 45 | (83.3%) |
| 2 ののしる、無視するなどの「精神的暴力」 | 43 | (79.6%) |
| 3 生活費を渡さないなどの「経済的暴力」 | 25 | (46.3%) |
| 4 外出やつきあいなどを制限するなどの「社会的暴力」 | 29 | (53.7%) |
| 5 性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」 | 31 | (57.4%) |

問2. 振るわれた暴力(複数回答)



問3 最初に被害を受けた時期はいつごろですか。(N54) (あてはまるもの1つに○)

時期	回数	割合
1 交際中 (問4へ)	14	25.9%
2 婚約してから	8	14.8%
3 結婚(同居)してから	24	44.4%
4 妊娠中	0	0.0%
5 出産直後	2	3.7%
6 育児中	4	7.4%
7 離婚前後	1	1.9%
8 その他 []	0	0.0%

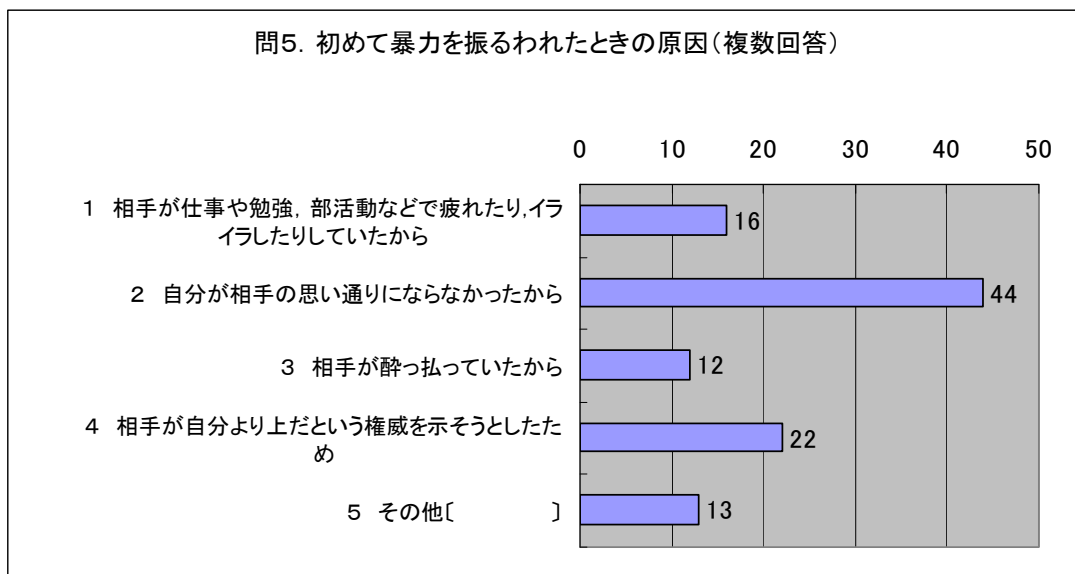


問4. 3で「交際中」と回答した方におたずねします。それは何歳頃でしたか。(N14)
 (あてはまるもの1つに○)

- 1 高校生(16歳~18歳)のころ..... 0 (0.0%)
- 2 18歳~20歳のころ..... 2 (14.3%)
- 3 20歳~25歳のころ..... 4 (28.6%)
- 4 25歳~30歳のころ..... 4 (28.6%)
- 5 30歳~35歳のころ..... 4 (28.6%)
- 6 その他 [] 0 (0.0%)

問5. 初めて暴力を振るわれたときの原因は何だと思えますか。(N54)
 (あてはまるものすべてに○)

- 1 相手が仕事や勉強, 部活動などで疲れたり, イライラしたりしていたから..... 16 (29.6%)
- 2 自分が相手の思い通りにならなかったから..... 44 (81.5%)
- 3 相手が酔っ払っていたから..... 12 (22.2%)
- 4 相手が自分より上だという権威を示そうとしたため..... 22 (40.7%)
- 5 その他 [] 13 (24.1%)



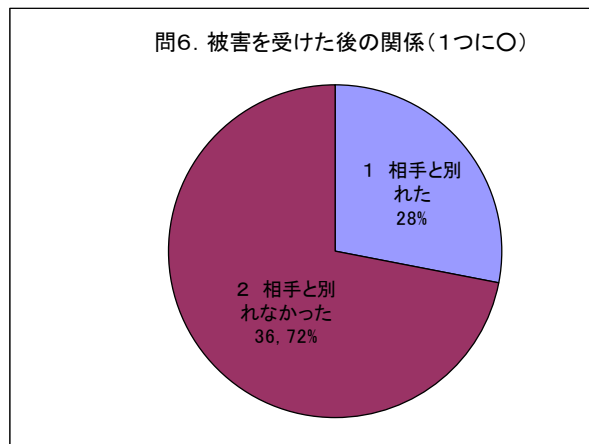
- そううつ
- わからない
- 過去の交友関係を責められた。
- 相手が覚せい剤使用のため (同様の回答が計2件)
- 妻が出産で仕事を休んでいたため, 収入が減り, 自由にお金を使えなかったから。
- 婚約したことで, 自分のものになったと思ったから。
- 経済的な生活の不安のため
- 無意識の暴力, つまり親を見ていて同じことをしているだけ。
- 夫の身内に関する話をしたとき。
- ささいなこと

○男尊女卑の考え方

○「別れる」といったり、離れようとしたとき。

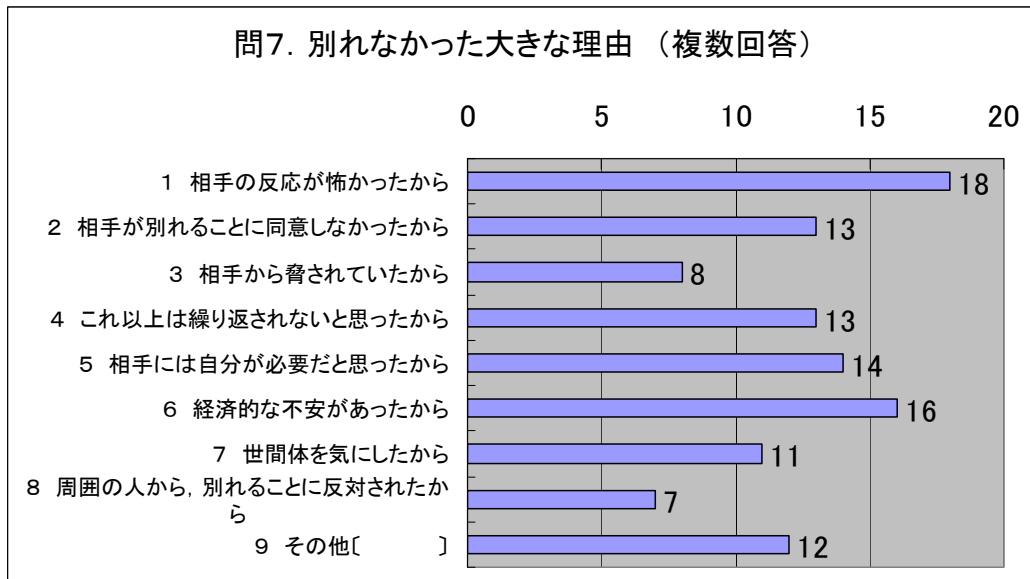
問6. 被害を受けた後の関係をどうしましたか。(N50) (あてはまるもの1つに○)

- 1 相手と別れた…………… 14 (28.0%)
(n14)
 - ↳ a 別れたいと思って、自分からの申出により別れた…………… 12 (85.7%)
 - b 別れなくなかったが、相手からの申出により別れた…………… 0 (0.0%)
(n36)
- 2 相手と別れなかった…………… 36 (72.0%)
(n36)
 - ↳ c 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった…………… 30 (83.3%)
 - d 別れたい(別れよう)とは思わなかった…………… 6 (16.7%)



問7. 問6で「相手と別れなかった」と回答した方におたずねします。別れなかった大きな理由は何ですか。(N36) (あてはまるものすべてに○)

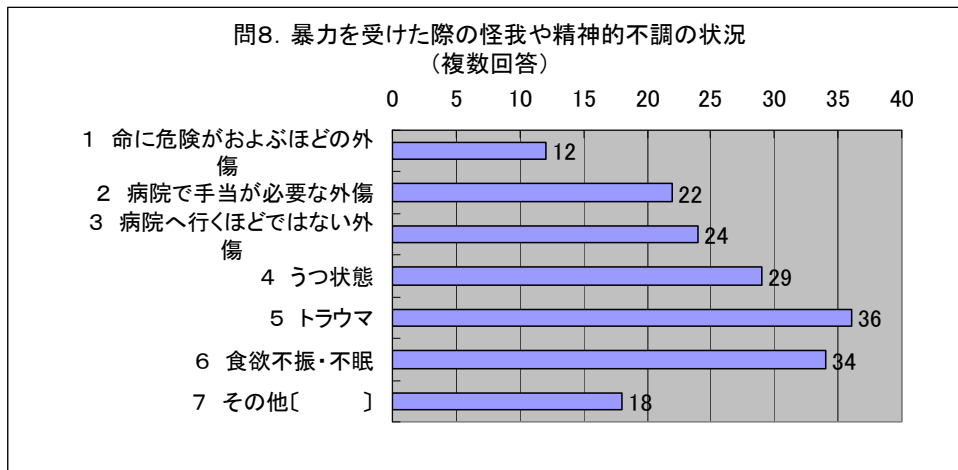
- 1 相手の反応が怖かったから…………… 18 (50.0%)
- 2 相手が別れることに同意しなかったから…………… 13 (36.1%)
- 3 相手から脅されていたから…………… 8 (22.2%)
- 4 これ以上は繰り返されないと考えたから…………… 13 (36.1%)
- 5 相手には自分が必要だと思ったから…………… 14 (38.9%)
- 6 経済的な不安があったから…………… 16 (44.4%)
- 7 世間体を気にしたから…………… 11 (30.6%)
- 8 周囲の人から、別れることに反対されたから…………… 7 (19.4%)
- 9 その他〔 …… 〕…………… 12 (33.3%)



- 一緒に事業をはじめようとしていたので、途中で止めるのもどうかと思った。まわりに迷惑をかけて一緒になったので、もう少し頑張ろうと思った。
- 調停が不調になり、裁判が始まらない。
- 話し合う時間を作ってくれなかった。
- 自分が悪かったんじゃないかと思った。
- 相手が怒っている理由があると思った。
- 暴力だという認識がなかったから。
- 親が許してくれないと思ったから。26歳近くだったから。
- 子どもを父無し子にしたくなかったため。
- 子どもの父親をなくしたくはなかった。子どもと父親を切る権利は私にはない。
- 子どもに迷惑がかかると思った。
- 妊娠中だったので。
- 妊娠したから。

問8. あなたが配偶者などから暴力を受けた際の、怪我や精神的不調の状況はどのようなものでしたか。(N54) (あてはまるものすべてに○)

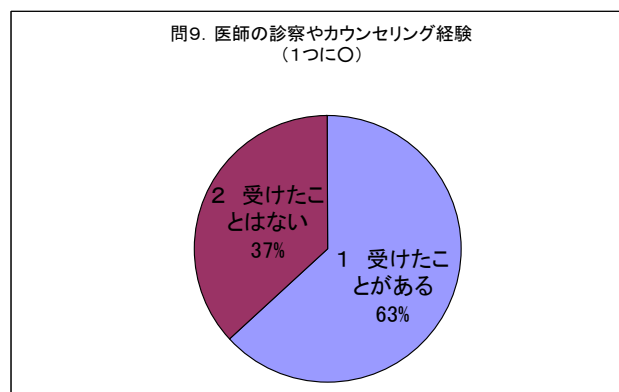
1 命に危険がおよぶほどの外傷	12 (22.2%)
2 病院で手当が必要な外傷	22 (40.7%)
3 病院へ行くほどではない外傷	24 (44.4%)
4 うつ状態	29 (53.7%)
5 トラウマ	36 (66.7%)
6 食欲不振・不眠	34 (63.0%)
7 その他 []	18 (33.3%)



- 人や自分を信用できなくなる。自己卑下。自分がなくなる不安。何が正しいか悪いかが分からなくなる。判断がつかなくなる。
- 後遺症有り (同様の回答が計 2 件)。
- 腫れがとれない。帰宅時間が近づくと頭痛がする。
- 病院に行くのも怖かったから。
- また姿を現すのではないかという不安。
- 病院に行きたかったが、夫の反応が怖かった。
- 子どもが精神的に不安定になってしまった。
- 吐き気
- 安定剤の服用
- パニック障害 (同様の回答が 2 件)
- 胸が締め付けられるような動き、圧迫感。
- 動悸 (同様の回答が計 3 件)
- 抜け毛, ストレス
- リストカット (お前に殺されるくらいなら、自分から死んでやる!)

問 9. あなたは、暴力による怪我や精神的不調について、医師の診察やカウンセリングなどを受けたことがありますか。(N54) (あてはまるもの1つに○)

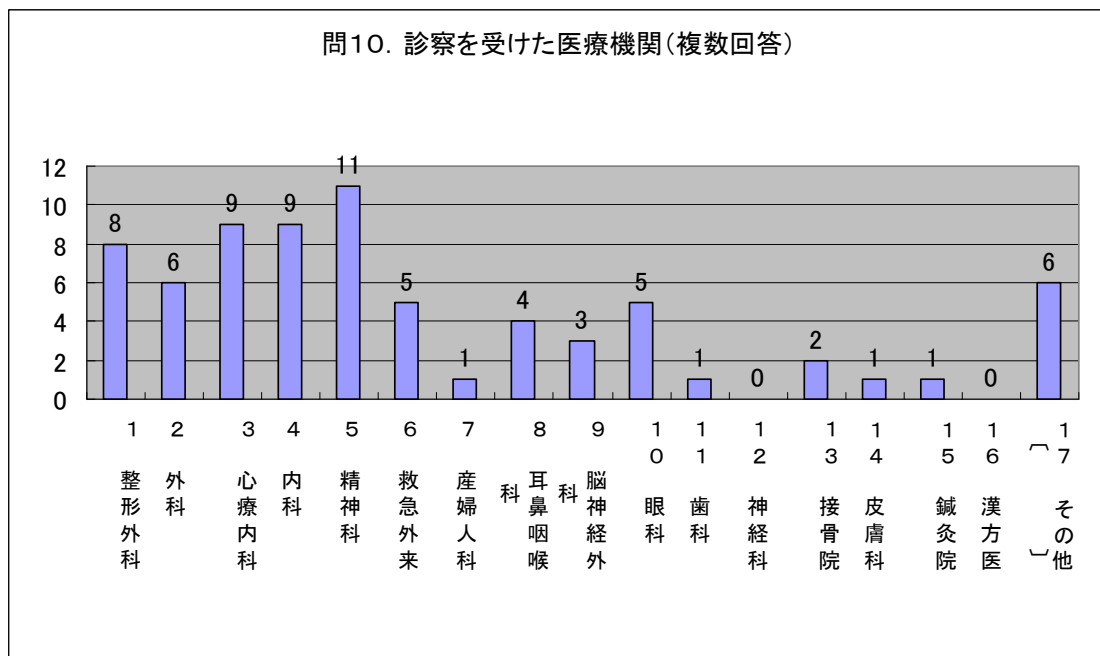
- 1 受けたことがある (問 10 へ) 34 (63.0%)
- 2 受けたことはない (問 11 へ) 20 (37.0%)



問10. 問9で「受けたことがある」と回答した方におたずねします。あなたは、どちらで医師の診察を受けましたか。(N34)

(あてはまるものすべてに○)

1	整形外科	8	(23.5%)
2	外科	6	(17.6%)
3	心療内科	9	(26.5%)
4	内科	9	(26.5%)
5	精神科	11	(32.4%)
6	救急外来	5	(14.7%)
7	産婦人科	1	(2.9%)
8	耳鼻咽喉科	4	(11.8%)
9	脳神経外科	3	(8.8%)
10	眼科	5	(14.7%)
11	歯科	1	(2.9%)
12	神経科	0	(0.0%)
13	接骨院	2	(5.9%)
14	皮膚科	1	(2.9%)
15	鍼灸院	1	(2.9%)
16	漢方医	0	(0.0%)
17	その他 []	6	(17.6%)

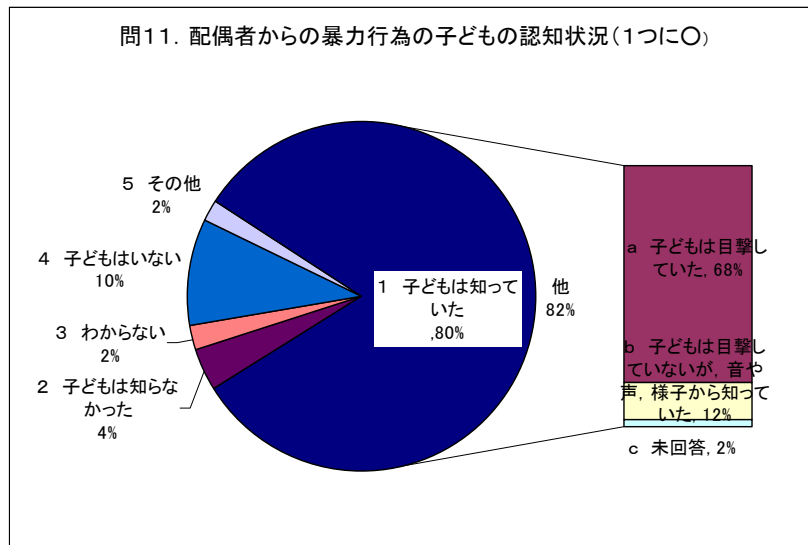


- カウンセリング
- カウンセリングセンター
- ウイメンズハウスのカウンセラーの方
- 民間シェルターのカウンセリング, 保健師に話を聞いてもらった。
- 民間シェルターでのカウンセリング
- 民間カウンセリング

問 1 1. 配偶者などからの暴力行為を子ども（18歳未満）は知っていましたか。（N50）

（あてはまるもの1つに○）

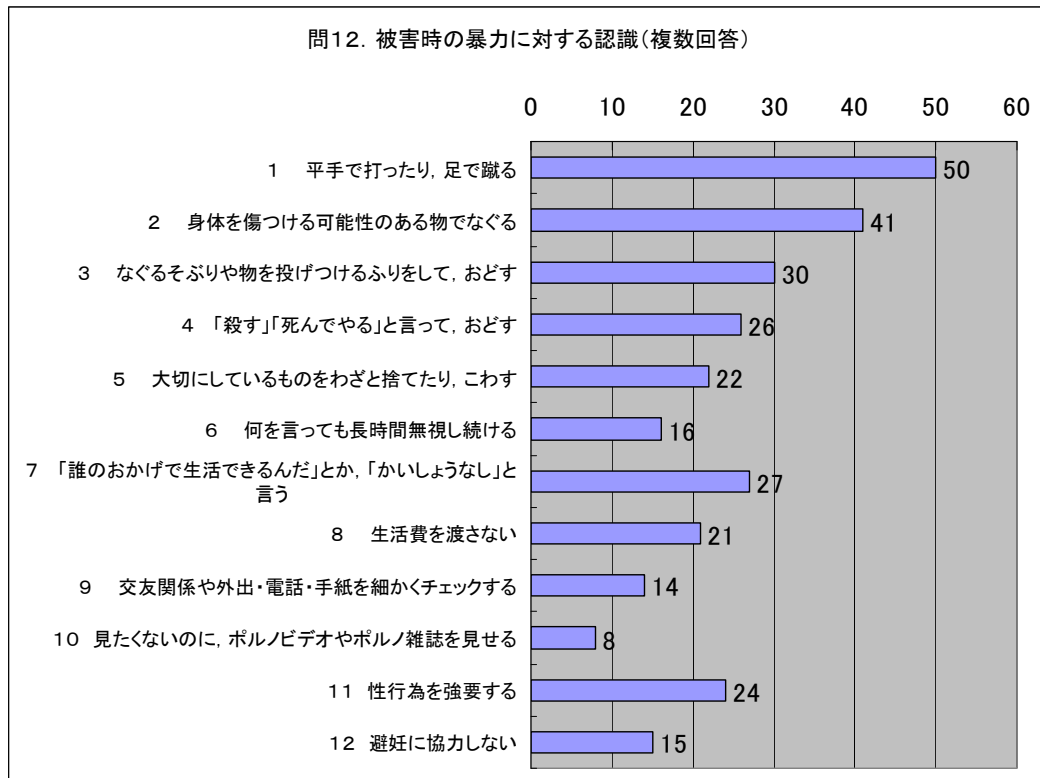
- 1 子どもは知っていた…………… 41 (82.0%)
 - ↳ a 子どもは目撃していた…………… 34 (82.9%)
 - b 子どもは目撃していないが、音や声、様子から知っていた… 6 (14.6%)
- 2 子どもは知らなかった…………… 2 (4.0%)
- 3 わからない…………… 1 (2.0%)
- 4 子どもはいない…………… 5 (10.0%)
- 5 その他〔 〕…………… 1 (2.0%)



配偶者などからの暴力に関する意識について

問 1 2. あなたは被害を受けたとき、以下のことを暴力だと思っていましたか。暴力だと思っていたものに○をつけてください。（N54）（あてはまるものすべてに○）

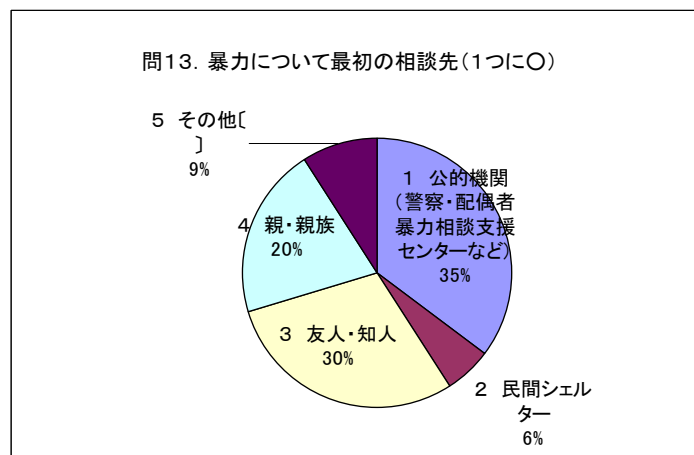
- 1 平手で打ったり、足で蹴る…………… 50 (92.6%)
- 2 身体を傷つける可能性のある物でなぐる…………… 41 (75.9%)
- 3 なぐるそぶりや物を投げつけるふりをして、おどす…………… 30 (55.6%)
- 4 「殺す」「死んでやる」と言って、おどす…………… 26 (48.1%)
- 5 大切にしているものをわざと捨てたり、こわす…………… 22 (40.7%)
- 6 何を言っても長時間無視し続ける…………… 16 (29.6%)
- 7 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、
「かいしょうなし」と言う（ %）…………… 27 (50.0%)
- 8 生活費を渡さない…………… 21 (38.9%)
- 9 交友関係や外出・電話・手紙を細かくチェックする…………… 14 (25.9%)
- 10 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる…………… 8 (14.8%)
- 11 性行為を強要する…………… 24 (44.4%)
- 12 避妊に協力しない…………… 15 (27.8%)



配偶者などからの暴力の相談について

問13. あなたが配偶者などからの暴力について最初に相談した先はどこですか。(N54)
(あてはまるもの1つに○)

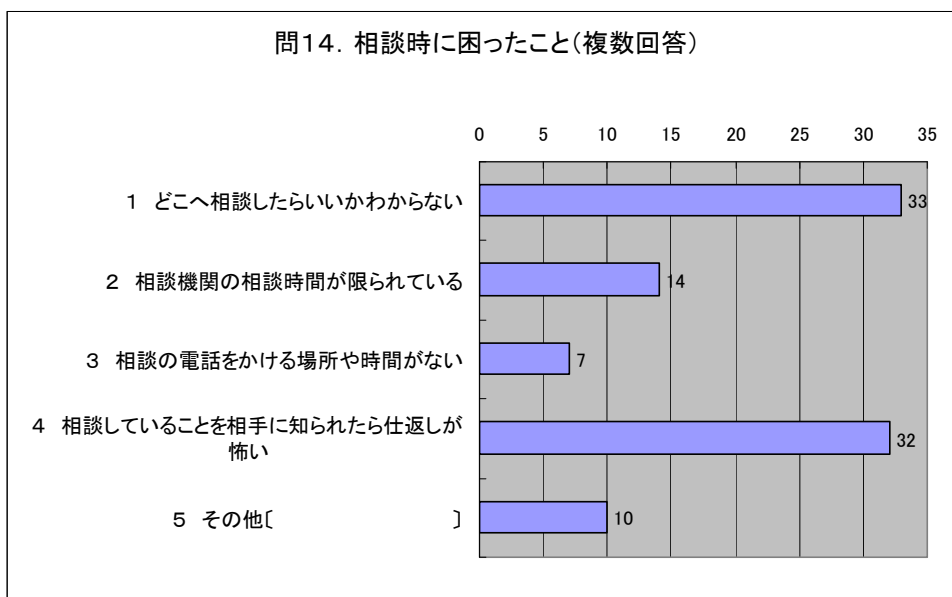
- 1 公的機関(警察・配偶者暴力相談支援センターなど) 19 (35.2%)
- 2 民間シェルター 3 (5.6%)
- 3 友人・知人 16 (29.6%)
- 4 親・親族 11 (20.4%)
- 5 その他 [] 5 (9.3%)



- 精神保健センター
- 病院
- 精神科
- 市役所
- 公的機関でのカウンセリング

問14. あなたが配偶者などからの暴力について相談しようと思ったときに最も困ったことは何ですか。(N53) (あてはまるものすべてに○)

- 1 どこへ相談したらいいかわからない…………… 33 (62.3%)
- 2 相談機関の相談時間が限られている…………… 14 (26.4%)
- 3 相談の電話をかける場所や時間がない…………… 7 (13.2%)
- 4 相談していることを相手に知られたら仕返しが怖い…………… 32 (60.4%)
- 5 その他〔 〕…………… 10 (18.9%)



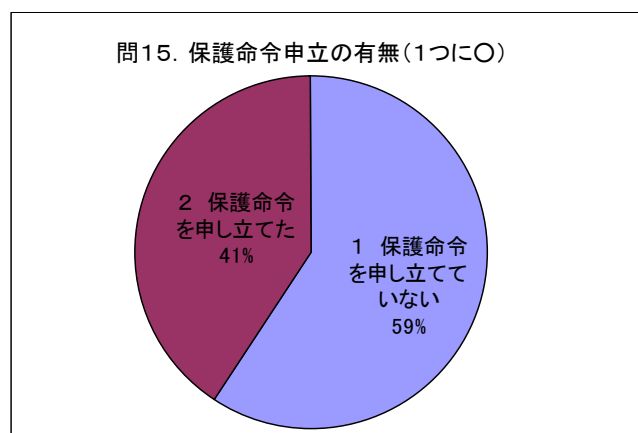
- たらい回しにされ、相談ができるまでに時間がかかった。
- 警察でのたらい回し。
- 夫の仕事先に知れること。
- 名前を知られたくない。
- 何から話してよいのか分からない。
- 暴力やDVに対する認識や知識がなく、自分の中でどのように理解してよいのか分からなかった。そのため、相談方法さえ思いつかないし、頭がおかしいと思われるのが嫌だったから相談しなかった。例えば、私は親から暴力を受けたことがなく、近くにそういった体験者もいないので、暴力そのものに対して認識がない。暴力そのものの意味がよく分からなかった。
- 周囲に迷惑がかかるのではないか。
- 適当な所が見つからない。
- 相談しようと思っていなかったが、子どもをとられて初めて弁護士に電話した。
- ある相談機関では、モラルハラスメント（精神的暴力）は扱わないと言われた。

保護命令の申し立てについて

問15. あなたは裁判所に対して保護命令の申し立てをしましたか。(N54)

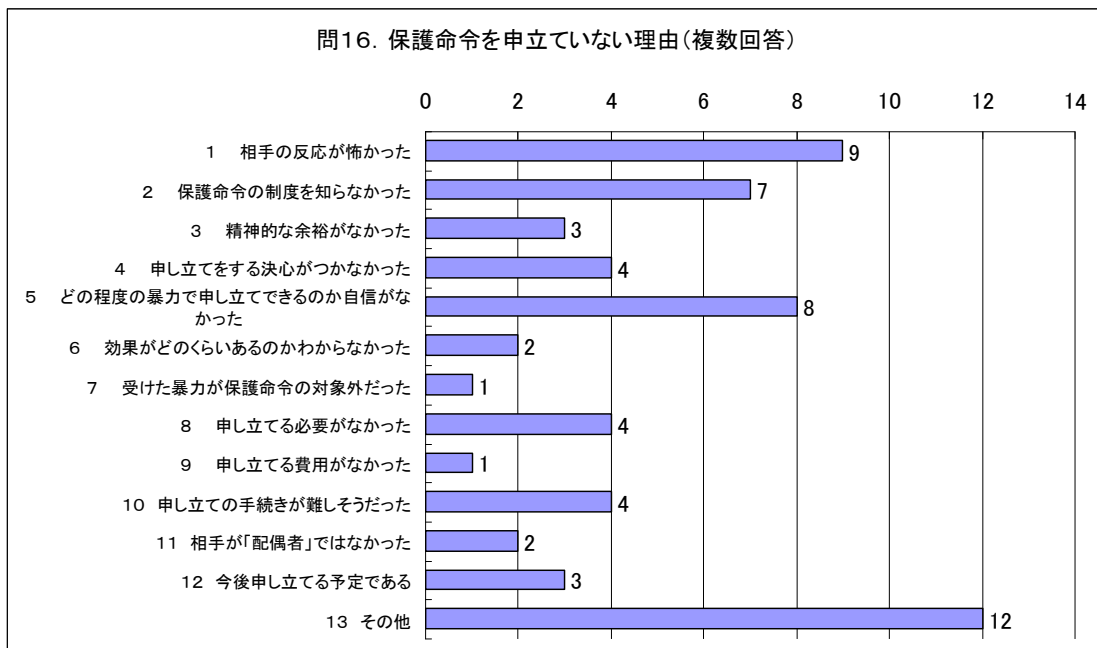
(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|---|---------------------|------------|
| 1 | 保護命令を申し立てていない(問16へ) | 32 (59.3%) |
| 2 | 保護命令を申し立てた(問17へ) | 22 (40.7%) |
| | a 発令されたことがある | 18 (81.8%) |
| | b 現在、裁判所で審理中である | 0 (0.0%) |
| | c 申し立てが却下された | 3 (13.6%) |
| | d 申し立てを取り下げた | 0 (0.0%) |



問16. 問15で「保護命令を申し立てていない」と回答した方におたずねします。保護命令を申し立てていない理由は何ですか。(N32) (あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----|--------------------------|------------|
| 1 | 相手の反応が怖かった | 9 (28.1%) |
| 2 | 保護命令の制度を知らなかった | 7 (21.9%) |
| 3 | 精神的な余裕がなかった | 3 (9.4%) |
| 4 | 申し立てをする決心がつかなかった | 4 (12.5%) |
| 5 | どの程度の暴力で申し立てできるのか自信がなかった | 8 (25.0%) |
| 6 | 効果がどのくらいあるのかわからなかった | 2 (6.3%) |
| 7 | 受けた暴力が保護命令の対象外だった | 1 (3.1%) |
| 8 | 申し立てる必要がなかった | 4 (12.5%) |
| 9 | 申し立てる費用がなかった | 1 (3.1%) |
| 10 | 申し立ての手続きが難しそうだった | 4 (12.5%) |
| 11 | 相手が「配偶者」ではなかった | 2 (6.3%) |
| 12 | 今後申し立てる予定である | 3 (9.4%) |
| 13 | その他 [] | 12 (37.5%) |



- 保護命令の法整備前だったから (同様の回答が計 6 件)。
- 保護命令できる暴力だと思っていなかったから。周囲に分かってもらいにくいと思っていたこと。他県に住んでいるとき、相談センターに電話したら、私にも「思いすぎ」な点があるのではないかと等といわれ、行政に話をして傷ついたことが何回かあり、他人の言葉で傷つくのが嫌で、申し立てようとも思っていなかった。
- 申し立てをしても意味がないと思った。法律が通用する相手ではないので。
- すぐに弁護士がつき、調停に入ったため、保護命令の必要がなかった。
- 夫の父親からも脅されていた。申し立てることでもかえって危険ではないかと警察にアドバイスされた。
- 福祉の方から暴力(例えば傷などの物的証拠)の証明ができないから、保護命令が出せないかもしれないし、手続きが面倒と言われ、断念した。
- シェルターを通じて県外に移住したため。

問17. 15で「保護命令を申し立てた」と回答した方におたずねします。警察や配偶者暴力相談支援センターなどにおけるどのような支援が役に立ちましたか。また、もっと支援してほしいと思ったことはどのようなことですか。(N22)

(あてはまるものすべてに○)

【役に立った支援】

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 申立書の記入についての助言 | 20 (90.9%) |
| 2 裁判所への同行 | 16 (72.7%) |
| 3 保護命令がでるまでの安全の確保 | 15 (68.2%) |
| 4 その他 [] | 3 (13.6%) |

- 公的施設に入所ができたこと。
- 子どものケア
- 相談

【支援してほしいこと】

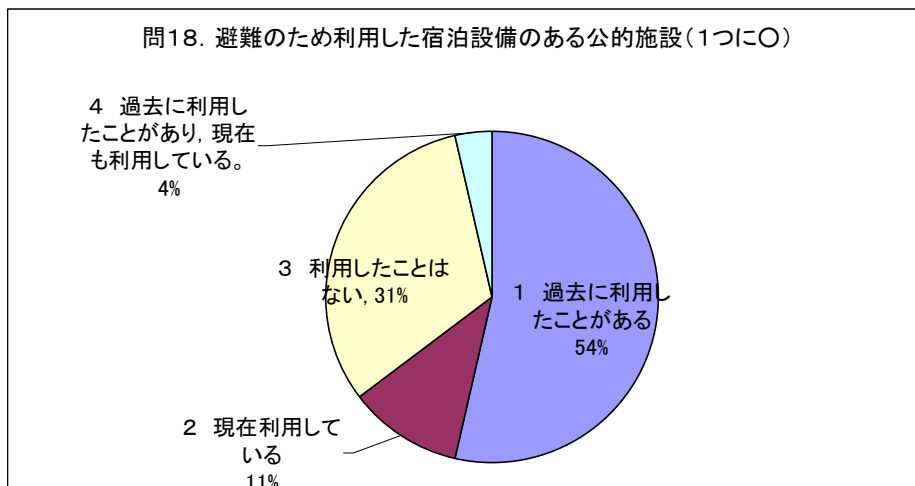
- 1 申立書の記入についての助言…………… 2(9.1%)
- 2 裁判所への同行…………… 1(4.5%)
- 3 保護命令がでるまでの安全の確保…………… 2(9.1%)
- 4 その他〔……………〕…………… 1(4.5%)

○東京高裁の抗告申立の記入についての助言。

避難施設の利用などについておうかがいします。

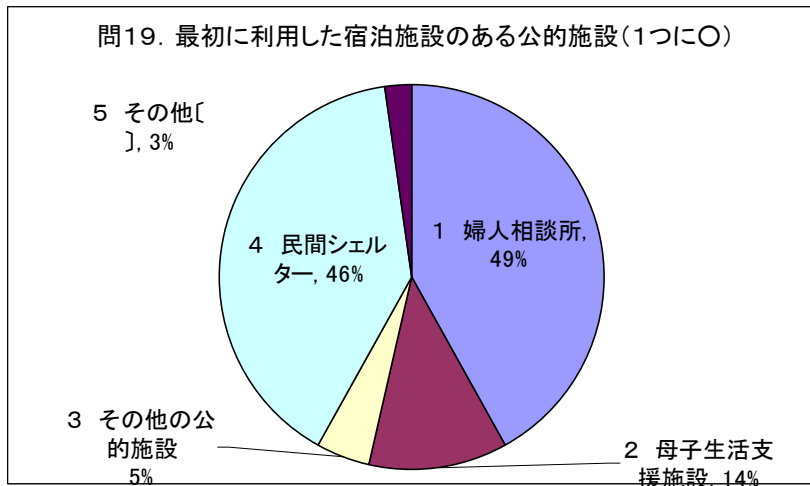
問18. あなたは、これまでに配偶者などの暴力から避難するために宿泊設備のある公的施設（問19の公的施設参照）を一時的に利用したことがありますか。**(N54)**
 (あてはまるもの1つに○)

- 1 過去に利用したことがある（問19へ）…………… **29(53.7%)**
- 2 現在利用している（問19へ）…………… 6(11.1%)
- 3 利用したことはない（問22へ）…………… 17(31.5%)
- 4 過去に利用したことがあり、現在も利用している（問19へ）…………… 2(3.7%)



問19. 問18で「過去に利用したことがある」または「現在利用している」と回答した方におたずねします。あなたが家を出てから最初に利用した宿泊設備のある公的施設はどこですか。**(N37)**
 (あてはまるもの1つに○)

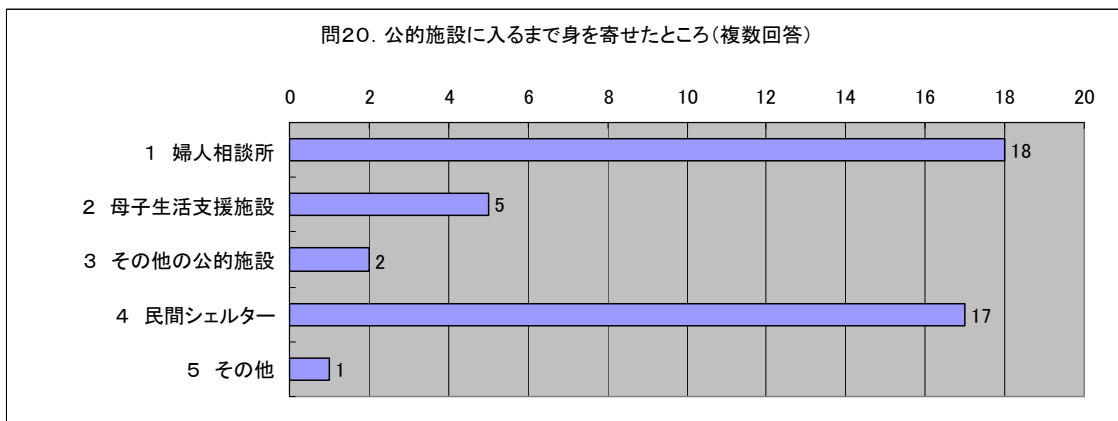
- 1 婦人相談所…………… **18(48.6%)**
- 2 母子生活支援施設…………… 5(13.5%)
- 3 その他の公的施設…………… 2(5.4%)
- 4 民間シェルター…………… **17(45.9%)**
- 5 その他〔……………〕…………… 1(2.7%)



○具体的記入無し

問20. あなたが家を出てから問19で答えた公的施設に入るまでに身を寄せたところがありますか。(N37) (あてはまるものすべてに○)

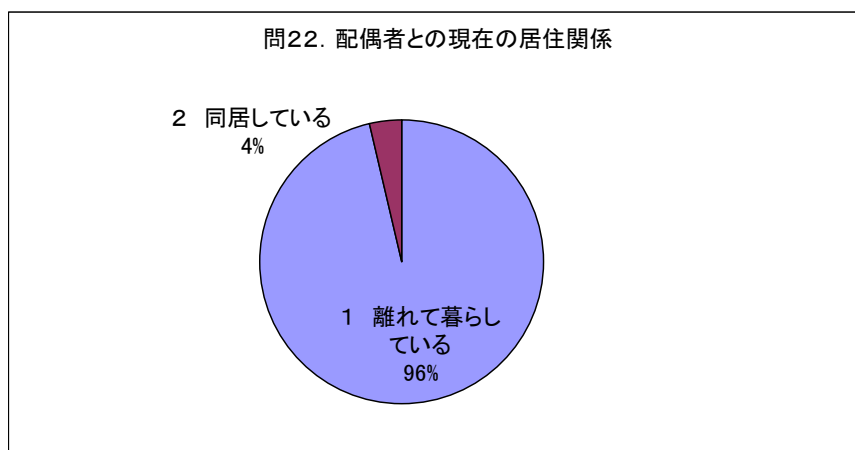
- | | |
|---------------|------------|
| 1 身を寄せたところはない | 12 (32.4%) |
| 2 実家, 親戚宅 | 12 (32.4%) |
| 3 友人, 知人宅 | 8 (21.6%) |
| 4 ホテル, 旅館 | 9 (24.3%) |
| 5 野外や車の中で過ごした | 3 (8.1%) |
| 6 その他 [] | 3 (8.1%) |



- アパート
- 宗教施設
- 民間賃貸住宅

問21. あなたは, 問19で答えた公的施設を出た後, どうしましたか。(N37) (あてはまるもの1つに○)

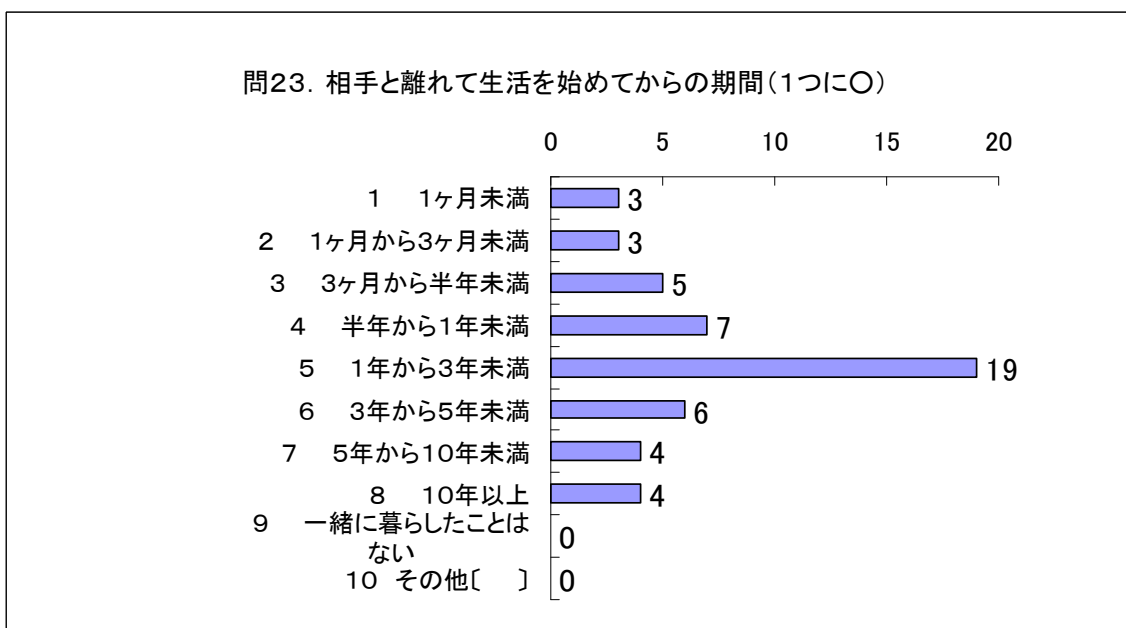
- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 民間賃貸住宅に入居した | 9 (24.3%) |
| 2 公的賃貸住宅に入居した | 2 (5.4%) |
| 3 母子生活支援施設に入所した | 5 (13.5%) |



問23. 問22で「離れて暮らしている」と回答した方におたずねします。相手と離れて生活を始めてから、どのくらいになりますか。(N51)

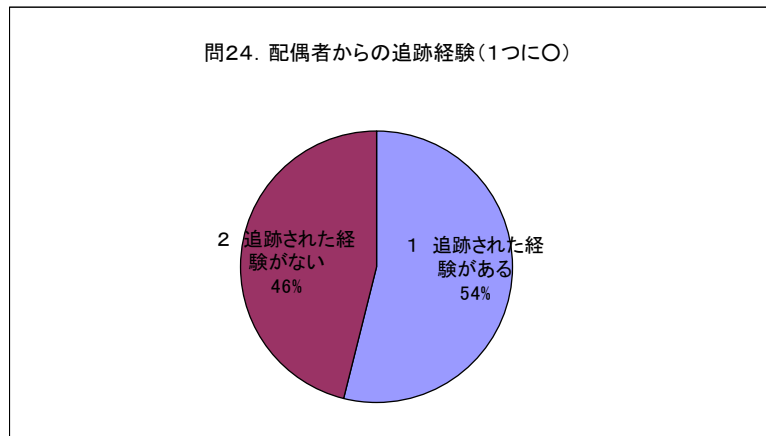
(あてはまるもの1つに○)

1	1ヶ月未満	3 (5.9%)
2	1ヶ月から3ヶ月未満	3 (5.9%)
3	3ヶ月から半年未満	5 (9.8%)
4	半年から1年未満	7 (13.7%)
5	1年から3年未満	19 (37.3%)
6	3年から5年未満	6 (11.8%)
7	5年から10年未満	4 (7.8%)
8	10年以上	4 (7.8%)
9	一緒に暮らしたことはない	0 (0.0%)
10	その他 []	0 (0.0%)



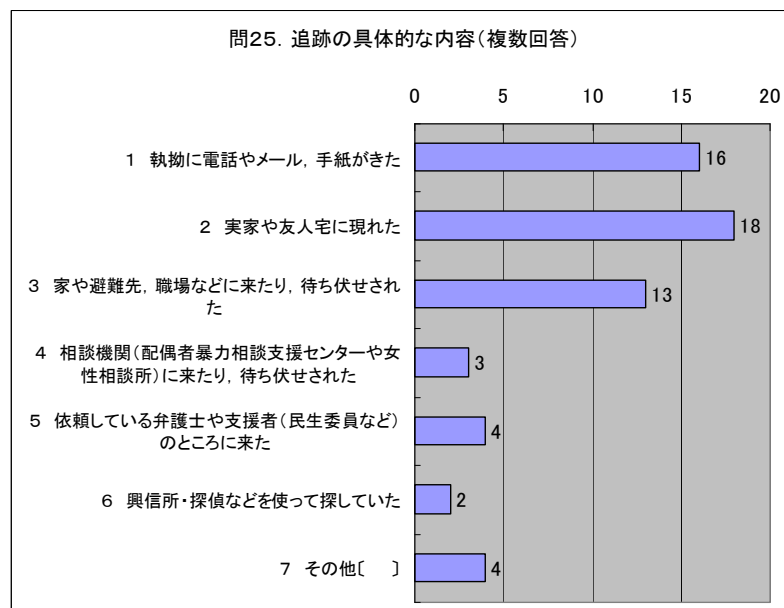
問24. 問23で答えた期間に、暴力を振るった配偶者などから追跡された経験がありますか。(N52) (あてはまるもの1つに○)

- 1 追跡された経験がある (問25へ) 28 (53.8%)
- 2 追跡された経験がない (問26へ) 24 (46.2%)



問25. 問24で「追跡された経験がある」と回答した方におたずねします。追跡の具体的な内容はどのようなものですか。(N28) (あてはまるものすべてに○)

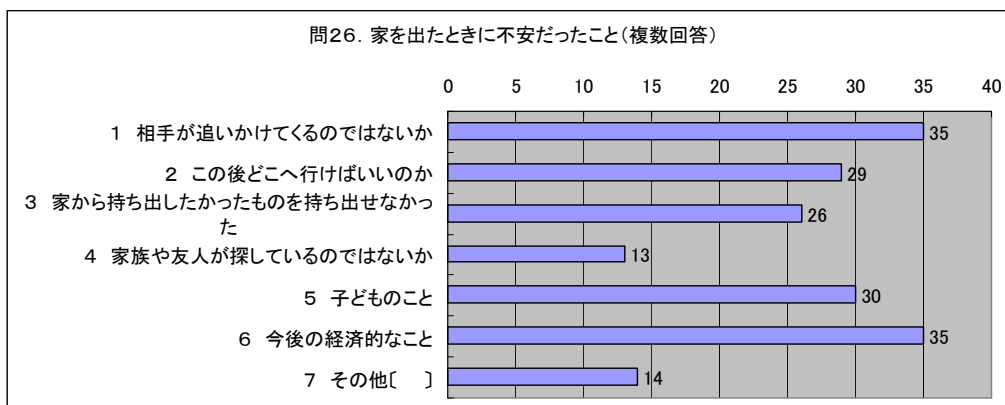
- 1 執拗に電話やメール、手紙がきた 16 (57.1%)
- 2 実家や友人宅に現れた 18 (64.3%)
- 3 家や避難先、職場などに来たり、待ち伏せされた 13 (46.4%)
- 4 相談機関(配偶者暴力相談支援センターや女性相談所)に来たり、待ち伏せされた 3 (10.7%)
- 5 依頼している弁護士や支援者(民生委員など)のところにきた 4 (14.3%)
- 6 興信所・探偵などを使って探していた 2 (7.1%)
- 7 その他 [] 4 (14.3%)



- 子どもの学校，婦人相談所，母子生活支援施設に問い合わせがあった。
- パソコンのヤフーサイトのメールのパスワードと暗礁番号に以前に知られていたため，離れた直後，私と他者との送受信メールを全て見られていたと思う（パスワードと暗証番号も変えられていた。）
- 役所の窓口
- 連れもどされ，復縁させられた。

問26. あなたが家を出たときに最も不安だったのはどんなことですか。(N52)
(あてはまるものすべてに○)

- 1 相手が追いかけてくるのではないかと 35 (67.3%)
- 2 このあとどこへ行けばいいのか 29 (55.8%)
- 3 家から持ち出したかったものを持ち出せなかった 26 (50.0%)
- 4 家族や友人が探しているのではないかと 13 (25.0%)
- 5 子どものこと 30 (57.7%)
- 6 今後の経済的なこと 35 (67.3%)
- 7 その他 [] 14 (26.9%)



- 疲労感，住居のないこと。
- 実家の家族に被害が及ぶこと（火をつけられたりなど）。
- 用途とのこと，自分ができるのか，まともな家や施設に住めるのか。施設は良い状況ではないと聞いていたので大変不安だったし，実際に酷かったです。
- 一人ぼっちな孤独感。
- パニック状態だったので分からない。
- 生きていくことの全て。
- 自分の健康状態，仕事が見つかるか。
- 仕事
- 職場に戻りたいが，相手が怖くて戻れない。
- 離婚ができるのか。
- 離婚できるのか，相手と会わなくてはならない状況が来るのでは。
- 夫や夫の家族への罪悪感，捜索願いを出されては大変だと思った。
- ペットがどうなるか。
- 滞在資格のこと。

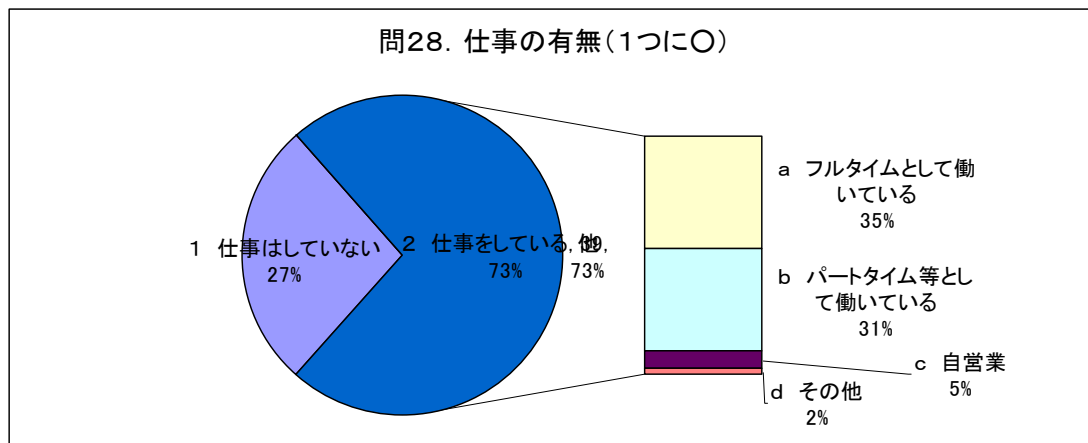
問27. あなたが家を出たあとで、家から持ち出しておけばよかったと思ったものは何ですか。(自由回答)

健康保険証	6
衣類	7
思い出の品物 (アルバム・記念品)	8
通帳・カード	4
現金	2
住所録	3
子どものもの (教材・おもちゃ・母子手帳)	3

その他) 家具, 車, 大切な書類, 薬, 裁縫道具, 布団, 車の書類, 鍵, 携帯電話, 家電製品, ベッド, 本, 年金証書, 本, 診断書, パスポート, 実印, 化粧品

問28. あなたは、現在、仕事を持っていますか。(N54) (あてはまるものすべてに○)

1 仕事はしていない (問29へ)	15 (27.8%)
2 仕事をしている (問31へ)	39 (72.2%)
a フルタイムとして働いている	19 (48.7%)
b パートタイム等として働いている	17 (43.6%)
c 自営業	3 (7.7%)
d その他 []	1 (2.6%)



○無し

問29. 問28で「仕事はしていない」と回答した方におたずねします。あなたは、現在、仕事を探していますか。(N15) (あてはまるもの1つに○)

1 仕事を探している (問31へ)	5 (33.3%)
2 仕事は探していない (問30へ)	10 (66.7%)

問30. 問29で「仕事を探していない」と回答した方におたずねします。あなたが、仕事を探していないのはなぜですか。(N10) (あてはまるものすべてに○)

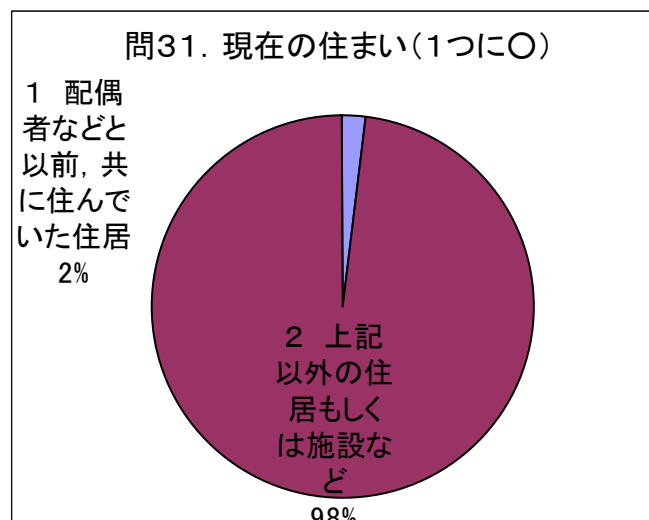
- 1 加害者に見つかりと怖いから 0(0.0%)
- 2 自分の健康上に問題があるから 6(60.0%)
- 3 精神的な不安があるから 2(20.0%)
- 4 どうやって仕事を探せばいいかわからないから 1(10.0%)
- 5 資格など就職に役立つ能力を持っていないから 1(10.0%)
- 6 今まで働いたことがないから 1(10.0%)
- 7 子どもの世話をする人がいないから 1(10.0%)
- 8 その他 [] 4(40.0%)

- 高齢のため。
- 離婚の手続きを先にしている。子を預ける保育所を探している。
- 資格取得のため学校に通っているから。
- 以前は仕事をしていたが、現在資格を取得中。
- 妊娠中であり、親が援助してくれるから。

※ここから問37までの質問は、過去に加害者である配偶者等と一緒に暮らしていて、現在は離れて暮らしている方におたずねします。

問31. 現在、あなたが生活している場所は次のうちどちらですか。(N52) (あてはまるもの1つに○)

- 1 配偶者などと以前、共に住んでいた住居 (問33へ) 1(1.9%)
- 2 上記以外の住居もしくは施設など (問32へ) 51(98.1%)

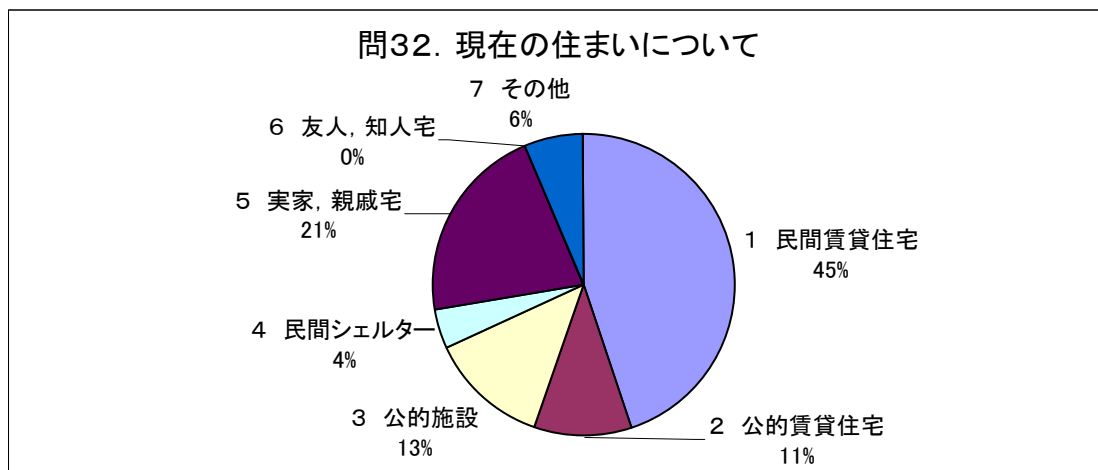


問32. 問31で「配偶者などと以前、共に住んでいた住居以外の住居もしくは施設」と回答した方におたずねします。現在の住まいはどちらですか。(N47)

(あてはまるもの1つに○)

- 1 民間賃貸住宅 21 (44.7%)
- 2 公的賃貸住宅 5 (10.6%)
- 3 公的施設 6 (12.8%)
- 4 民間シェルター 2 (4.3%)
- 5 実家, 親戚宅 10 (21.3%)
- 6 友人, 知人宅 0 (0.0%)
- 7 その他 [] 3 (6.4%)

- 職場の寮
- 自宅
- 会社の寮

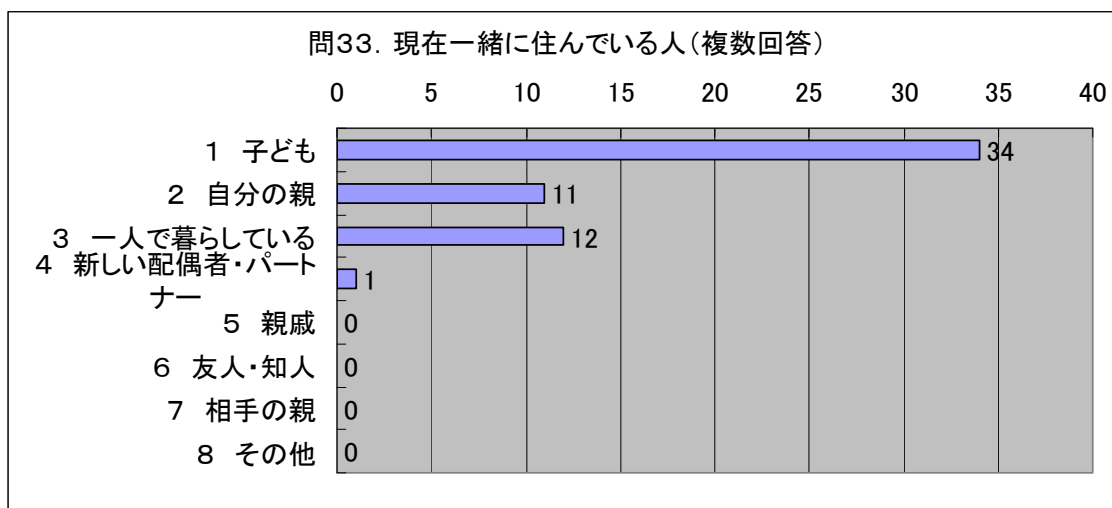


問33. あなたは、現在、誰と一緒に住んでいますか。(N48)

(あてはまるものすべてに○)

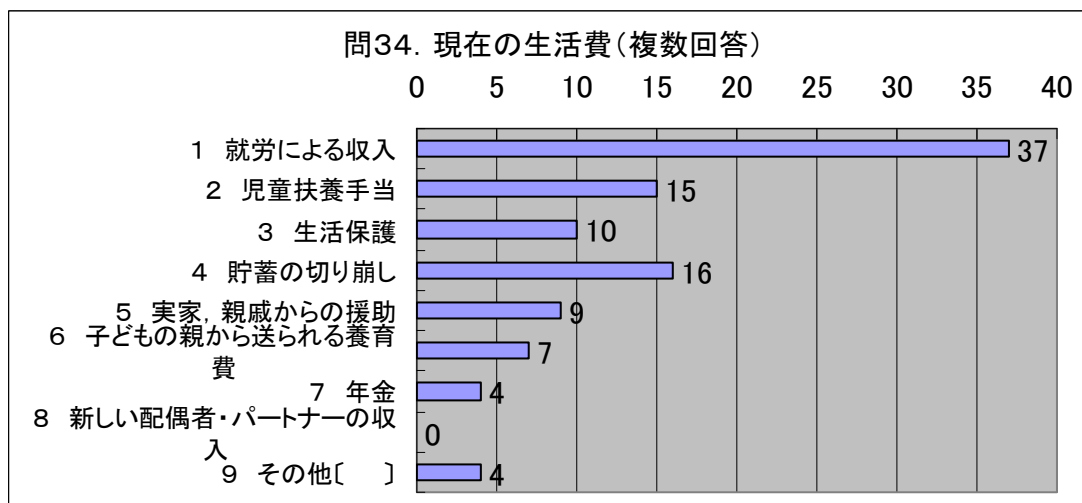
- 1 子ども 34 (70.8%)
- 2 自分の親 11 (22.9%)
- 3 一人で暮らしている 12 (25.0%)
- 4 新しい配偶者・パートナー 1 (2.1%)
- 5 親戚 0 (0.0%)
- 6 友人・知人 0 (0.0%)
- 7 相手の親 0 (0.0%)
- 8 その他 [] 0 (0.0%)

- 無し



問34. あなたは、現在、生活費はどのようにまかっていますか。(N51)
(あてはまるものすべてに○)

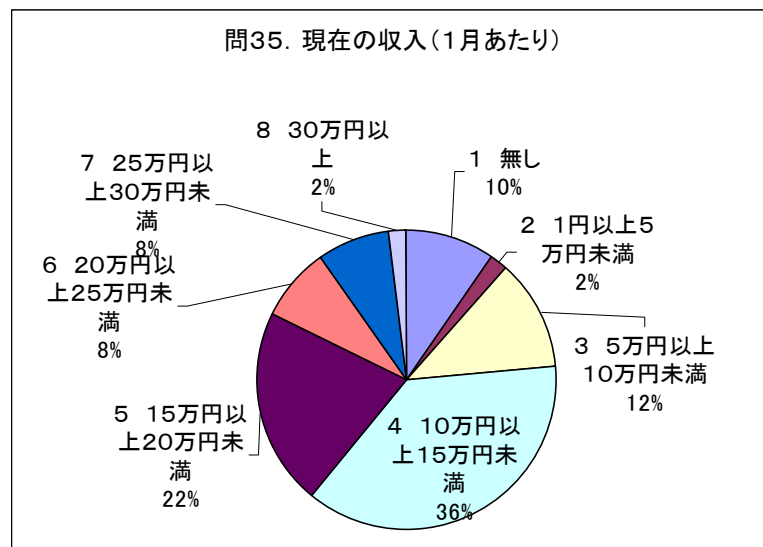
- | | |
|-------------------|------------|
| 1 就労による収入 | 37 (72.5%) |
| 2 児童扶養手当 | 15 (29.4%) |
| 3 生活保護 | 10 (19.6%) |
| 4 貯蓄の切り崩し | 16 (31.4%) |
| 5 実家、親戚からの援助 | 9 (17.6%) |
| 6 子どもの親から送られる養育費 | 7 (13.7%) |
| 7 年金 | 4 (7.8%) |
| 8 新しい配偶者・パートナーの収入 | 0 (0.0%) |
| 9 その他 [] | 4 (7.8%) |



- 子どもから
- 婚費
- 子の就労による支援
- 民間シェルターからの食費

問35. あなたの現在の収入は月にどのくらいですか。なお、生活保護や児童扶養手当なども収入に含めてください。(N49) (あてはまるもの1つに○)

- 1 無し 5(10.2%)
- 2 1円以上5万円未満 1(2.0%)
- 3 5万円以上10万円未満 6(12.2%)
- 4 10万円以上15万円未満 19(38.8%)
- 5 15万円以上20万円未満 11(22.4%)
- 6 20万円以上25万円未満 4(8.2%)
- 7 25万円以上30万円未満 4(8.2%)
- 8 30万円以上 1(2.0%)

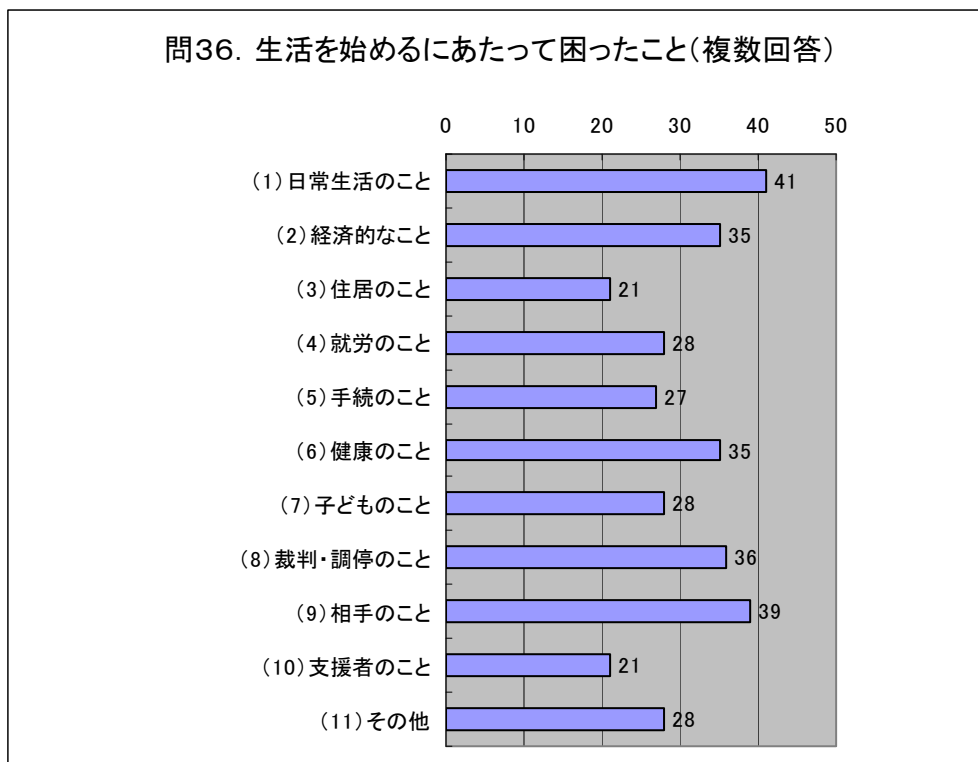


配偶者などと離れて生活を始めるにあたって困難だったことなどについておうかがいします。

問36. あなたが相手と離れて生活を始めるにあたってどのようなことに困りましたか。

(N52) (あてはまるものすべてに○をつけるか具体的な記入をおねがいします)

(1) 日常生活のこと	41 (78.8)
(2) 経済的なこと	35 (67.3)
(3) 住居のこと	21 (40.3)
(4) 就労のこと	28 (53.8)
(5) 手続のこと	27 (51.9)
(6) 健康のこと	35 (67.3)
(7) 子どものこと	28 (53.8)
(8) 裁判・調停のこと	36 (69.2)
(9) 相手のこと	39 (75.0)
(10) 支援者のこと	21 (40.4)
(11) その他	28 (53.8)



(1) 【日常生活のこと】(N41)

- 1 精神的不調により、外出ができないこと 16 (39.0%)
- 2 怪我などにより、外出できないこと 3 (7.3%)

3	交通手段がないため、外出できないこと	4(9.8%)
4	身近に話をする相手がいないこと	10(24.4%)
5	お金を計画的に使うことができないこと	12(29.3%)
6	子どもの養育に自信が持てないこと	10(24.4%)
7	その他	17(41.5%)

- 仕事に就きたいが、蹴られた後遺症がひどく、就労困難。
- 気持ちの整理と、物事の判断基準や捉え方について、コントロールされていた点があって心配だった。
- 頼る人がいなくて不安。電車の切符を買うのも不安だった。
- 何があっても1人で頑張るしかないといつも思っている。
- 収入と、自分が病気になった場合にどうしようという不安。
- 居場所が自分を知っている人に分かってしまうことの恐怖。
- 子どもを渡してくれなかったこと。
- 体調不良により、子どもを施設から取りもどせないこと。
- 友人もなく、同居の両親からは今でも過去のことで叱責され、対等に自由に話しをする場がなかった。
- 女性が子ども2人を抱えて自立できる又はまともな生活が送れるのか。社会制度として保育園に希望通りは入れるわけでもなく、30代女性の就労の難しさ。うつ状態でありながら、就労することの難しさ。
- 相手と離れて特別困らなかったが、自分の親としばらく離れなければならない状況になり、仕事等の時間を制限されるようになった。
- 全く知らない土地で、家庭のことを話せないし、親しく付き合える人を見つけることができなかった。
- 息子の身体の変化、遊び方に男親が必要なのかと感じて、自分一人で育てることの不安さ。
- 子どもの不登校。仕事に対しても自信が持てなかった。
- 夫に嫌がらせをされるのではないかという不安。
- 18年、地域の活動もし、たくさん仲間や友人がいる土地を離れなければならなかったこと。
- 外国人のため、読み書きの不安。

(2) 【経済的なこと】(N35)

1	当面の生活をするための必要なお金がないこと	24(68.6%)
2	生活保護が受けられないこと	5(14.3%)
3	児童扶養手当がもらえないこと	7(20.0%)
4	その他	16(45.7%)

- 夫に経済的に無心されたこと。
- 貯金が少しでもあると生活保護が受けられない。
- 子が別居後に発達障害と診断され、療育のため定期的な仕事につけないことが不安。子どもへの

心理的な影響も心配。療育費用も心配。

- 育児給付金は離婚前では夫の口座になってしまうので手続が大変。また、金額が減ってしまう(保険料分)。
- 離婚が成立するまでの期間、児童扶養手当がもらえなかったことが辛かった。
- 離婚しないと児童手当がもらえない。離婚成立までに時間がかかる。離婚しないと公営住宅に入居できないと言われた。シェルアールを出たとき、公営住宅に入りたい。
- 公的施設で暮らすことも考えたが、迷った末に実家に残ることにした。実家で経済的援助、育児の援助を受ける代わりに、どれだけ迷惑をかけているか怒鳴られることが多く、肩身が狭い。自分のせいと分かっているのに、じっと耐えているのがつらい。
- 貯金を切り崩しながら生活をしており、この先を考えると不安だった(初めは生活費を振り込んでくれ、多少のパート収入ももてたが・・・)
- お金がゼロからスタートする。物もゼロからスタートする。一見ゼロからのスタートは聞こえが良いが、当人にとって1つ1つの物を証明することがどれだけ大変か、経験しないと分からないと思う。
- 将来的な見通しが見えないこと、経済的なゆとりがないことが困った。
- 夫を刺激すると、怖いので生活費の請求ができない。
- お金がない。働けなくなった場合の不安。
- なかなか就職できなくて、生活費に困った。
- 手持ちのお金が無くなる前に、収入を安定できるか。
- 実家に同居していることで手当が受けられない。
- 婚姻費用分担の請求を、簡易書留、内容証明でも無視、今、調停申立をしたところ。

(3)【住居のこと】(N21)

- 1 母子寮などの公的施設の入所を希望したが入所できないこと・・・ 2(5.7%)
- 2 公営住宅の入居を希望したが入居できないこと…………… 9(25.7%)
- 3 民間賃貸住宅の入居を希望したが、保証人が見つからず、入居できないこと…………… 2(5.7%)
- 4 民間賃貸住宅の入居を希望したが、大家の理解が得られず、入居できないこと…………… 2(5.7%)
- 5 その他…………… 19(54.3%)

- 実家にいるため、実父に収入があるので、児童扶養手当がでなかった。別に住む方がよいのか思案中である。
- 全ての住宅において、資金がなかったこと。
- アパートに入ろうと思ったが、お金がないので寮のある所を探した。
- 賃貸住宅に入居する際の資金が無かったこと。ゆっくり探す時間がなかった。
- 公的施設は子どもが18歳までということで、入所はやめました。当時16歳の子どもがいました。たまたま保証人なしで入居させてくれた大家さんがいて、助かりました。
- 長女が18歳になり、母子寮を出なくてはならなかったが、長女はまだ独り立ちできていない。
- 公的施設に虫が大量発生したこと。

- 自分が希望している住宅になかなか入居できない。
- シェルターを希望したが、満足で入所できなかった。実家の両親以外に DV の事実を話して
いなかったため保証人が見つからなかった。実家の両親に危険が及ぶため、頼めなかった。
- 事業によりパートでの就業しかできず、県・市営住宅でないと生活に困難なため、抽選に当た
るまで、初めは民間賃貸住宅を借りようとしたが借りられなかった。まず住む場所に大変苦労
した。気持ちの整理もつかぬまま、子どもに不安を与えないよう家と仕事探しに苦労した。
- 離婚が成立していないのに公営住宅の申し込みはできないと言われた。申し込みに行ったとき、
高飛車な態度で対応されたので辛かった。
- 支援してくれる伯母の近くに着地したが、その近くには公営住宅が無かった。
- 公営住宅の抽選に落選し続け、5 か月目でやっと当選した。
- 公営住宅に 3 か月して申し込みしたが、保証人が必要と言われた。県営住宅の申し込み期日が
変更になり、間に合わなかった。都合のよい場所が選べない。
- 配偶者が知っている実家に生活することは危険だし、良くないことは分かっていたが、また新
たに引越すだけの精神的・身体的なエネルギーは無く、押しかけられるかもしれない不安
以上に、とにかく疲れきっていて、休みたかった。
- 公的施設はいっぱいで、他県に行かなければならず、家を出るまでは積極的な DV 担当福祉員
も役所も一生懸命であるのに、その後はほったらかしで、子どもの注射でさえ受けられなかつ
たこと。ひどい言葉で書類等の請求を受けたことなど。公的施設に住んだら住んだで差別を受
けたこと。これは私だけではありません。
- 希望するところに公営住宅がない。子どもの学校を変えたくない。
- 体調不良のときに、140 キロも一人で運転して実家に戻ったこと。
- これから

(4)【就労のこと】(N28)

- | | | |
|---|---------------------------|------------|
| 1 | 就職に必要な技術がないので就職先が見つからないこと | 7 (25.0%) |
| 2 | 就職活動の仕方がわからないこと | 1 (3.6%) |
| 3 | 子どもの養育があるので就職活動・就職ができないこと | 8 (28.6%) |
| 4 | その他 | 16 (67.9%) |

- 怪我の後遺症。
- 子が別居後に発達障がいと診断され、療育のため定期的な仕事につけないことが不安。
- 自分自身の体調不良にして仕事ができないこと。
- 寮つきの仕事が少なかったこと。
- 人と上手に関わることができなくなったため、面接等がなかなか受けられなかった。非常に疲れ
やすく (たぶん薬のせいで)、フルタイムで働く自信がもてなかった。
- 車がないことが、就労に差し支える。
- 職場復帰したいが、夫の追跡で続けられない。
- 固定電話も入れられず、住所も移動できなく、履歴書も作成できず、面接までに至らなかった。
- 今は子育てに専念したい。
- 30 歳後半の女性が幼児を抱えて就労しようとすることに理解を持つ会社など、本当にごくわず

かであるということ。福祉員やハローワークの方々もどうも民間のことがよく分かっていないし、その当人の経験を生かした就職活動・斡旋をしない。

- 就職活動中に半日でも子どもを預かってくれる所が欲しかった。
- 仕事をしていなければ保育園に入れなし、保育園に入らなければ仕事ができない。就職の面接に子どもがいるので行けなかった。
- 子どもが慣れるまでは見守っていたくて、就職活動はできなかった。
- 年齢制限で面接にもいけなかった。フルタイムで働きたかったが、パートの掛け持ちで生活をした。
- 年齢的に希望の仕事につけない。
- 30歳で資格も無いと、母子家庭で確実にずっと働ける職場は現実的にはないと気付いて怖くなった。
- 年齢に制限があり、希望の職種につけないこと。
- DVのことを説明しなければならなかった。
- 制服のサイズ等の制限がクリアできない。

(5)【手続のこと】(N27)

- 1 健康保険や年金の手続が複雑で時間がかかること…………… 9(33.3%)
- 2 住所を知られないようにするため住民票を移せないこと…………… 15(55.6%)
- 3 その他…………… 12(44.4%)

- 健康保険証を作れないこと。
- 何をどうしたらよいか分からず、全てにおいて困ることが多かった。
- 子どものパスポートの更新ができない。
- 手続の際、わかりづらい時がある。
- 実家のある町に住所を移したり、その他の手続をする際、地元の知り合いばかりで恥ずかしくて嫌でたまらなかった。個室を1つでも作って、スマートに通して欲しい。
- 住民票が動かせないゆえに各種手当や子どもの予防接種が受けられなかったこと。本当に腹立たしく思っています。国民としての権利の問題だと思います。
- 国民健康保険に加入する際、住民票がなければできないと断られた。相談所の口ぞえで加入できた。
- 新しく国保に加入する際、社会保険から離脱しなければ作ってもらえなかった。社会保険庁で教えてもらえなかったため、夫と連絡をとらなくてはならなかった。
- 手続の機関のそれぞれでDVであることを話さなければならないことが本当に苦しく辛かった。
- 窓口担当者のミスで、住基ネットのブロックがされていなかった。
- 役所の中で、保険のことで何箇所も行かされた。住民基本台帳の更新について相談に行ったが、警察の窓口で知らなかった。
- 夫の扶養から勝手に抜かれていないか心配。

(6)【健康のこと】(N35)

- 1 自分の体調や気持ちが回復していないこと 32(91.4%)
- 2 お金がなくて病院で治療を受けられないこと 5(14.3%)
- 3 その他 13(37.1%)

○時々不安定になるので、申し越し安定したいが、収入や子育て等、先が見えないことも多く、不安は多い。

○精神的な落ち込みがある。

○持病の発作が起きないか不安だった。

○調停や裁判のたびに気持ちが落ち込む。

○持病の喘息の発作。

○もともと身体が悪く病院に通院していること。

○病状の悪化が心配。

○夫の噂を聞くだけでも怖い。

○社会と接触するのが怖かった。男の人が怖かった(信用できない)。裁判中だったため、就職先に迷惑をかけることが多々あるのではないかという思い。

○民間の保健にも加入が難しいこと。怪我や病気になったら子どもを預けることができないこと。精神面での不安定さで、例えば診療内科を受信したら、裁判で不利になることへの不安、うつ病で診断されたら民間の保健会社への保健加入は謝絶なので契約できません。何にしても不安ばかり。

○自費で治療代を支払うのは苦しかった。

○医師がボランティアで治療費は無料で往診してくれる。

○体調が悪くても気にしてられない。

(7)【子どものこと】(N28)

- 1 子どもの就学や保育所に関すること 12(42.9%)
- 2 子どもの問題行動や発達障がいに関すること 11(39.3%)
- 3 子どもを相手のもとから取り戻すことや子どもの親権のこと 13(46.4%)
- 4 その他 11(39.3%)

○子どもが発達障がいのため、子ども安定に時間を使いたいですが、仕事をするとも時間はなくなり、本人にひつようなフォローをしてあげられないので、とても困っている。

○保育園に入れないこと。就労のために保育園は必要。でも入れないから就労できなで、生活保護をもらえば意欲を問われ、就労しろと言われることの理不尽さ。誰のために保育園があるのか疑問。公平という言葉を用いながらも、議員の紹介や公務員の方は優先的に保育園に入れるとは理不尽です。

○子どもがどこで生活しているのか情報がないこと。

○性的虐待による子どもの心の傷が心配。

○病気の子ども(成人)を残して来たこと。

○被害を受けた長女の心のケアが現在難しい。

- 子どもを施設に取り戻せないこと。
- 子どもが自分につきまとうことが大変だった。親権のことでもめて大変だった。
- 成人した子どもたちに、迷惑をかけてしまうのではないかという不安。
- 県外から公立高校（通信制以外）への転入ができないと言われた。TBC 学院だけが受け入れてくれた。
- 学童保育の費用がかかる。

(8)【裁判・調停のこと】(N36)

- | | | |
|---|----------------------|------------|
| 1 | 裁判や調停に時間やエネルギーを要すること | 25 (69.4%) |
| 2 | 裁判や調停にお金を要すること | 18 (50.0%) |
| 3 | 保護命令の申し立て手続が面倒なこと | 8 (22.2%) |
| 4 | 相手が離婚に応じてくれないこと | 14 (38.9%) |
| 5 | その他 | 17 (47.2%) |

- 相手が調停で決まった慰謝料を払ってくれない。払ってくれないことに対して申し立てをするのに時間がかかったり、精神的な不安が一杯。
- 夫が親権を渡さなかったこと（そのため、裁判を起こしてやっと取り戻した）。
- 夫の言い分が通ること。
- 裁判をするにあたって、条件が足りないこと。
- 相手が離婚に応じてくれない。
- 親権を主張されたので離婚が伸びてしまった。夫が出頭に応じなかったため、手続が面倒になってしまって困った。
- 保護命令が出て、半年後継続できずに却下となり、とても不安で怖かった。
- 最初は離婚に応じてくれないことに困ったが、後で新しい女性ができ、相手が妊娠したので離婚に応じてくれた。しかし、離婚条件は悪かった。条件が悪くても、離婚成立のために妥協しなければならないことが多いことが、心理的な負担になった。いつ何を言うてくるのかが怖かった。
- 相手の逮捕により、養育費等何もなしで離婚のみ成立できた。
- 出て行ったことに慰謝料を請求されている。
- 保護命令によって居住地を知られてしまうことになる（夫の家族に）。
- 文書化したり、口答で応答する際、思い出すと気持ちが悪くなるため、自然に忘れようとしたことも、細かに表したりしなければならず、つらかった。
- 家を出て精神的にくたくたな状態で、全く段取りもできない福祉員が計画性もなくばたばたで無理な設定で進行したにも関わらず、いざ調停となると福祉員はノータッチ。しかも県が違うところでの調停で裁判費用以外に交通費もかかり、仕事も休みで無給となり、本当に大変でした。
- お金の心配。調停の見通し（期間・費用）に不安。
- 民間の方に保護命令の手続の書き方を教えて頂いたが、自分だけではよく分からなかったと思います。
- 今住んでいるのが、千葉の実家で、調停は宇都宮である。片道 4 時間かかる移動はやはり大変。
- 精神的ストレスが大きかった。

(9)【相手のこと】(N39)

- | | | |
|---|----------------------|------------|
| 1 | 相手から追跡や嫌がらせがあること | 19 (48.7%) |
| 2 | 相手に子どもとの面会を要求されること | 14 (35.9%) |
| 3 | 相手が怖くて家に荷物を取りにいけないこと | 20 (51.3%) |
| 4 | その他 | 12 (30.8%) |

- 嫌がらせは特になかったが、とにかく怖かった
- 出てきてすぐは、他人に私の悪口を言ったり、私に違った情報を話すため、他人との信頼関係にヒビが入ったりした。追い詰められた感じがとてもあって、怖かった。
- 友人に長電話をして、迷惑をかけた。
- 相手が怖くて近くに行けないこと、親や友達と連絡がとれないこと。
- 荷物など全て諦めて、それは問題にしていない。
- 相手の弁護士から会いたいとの申し出があったが断った。
- 相手の家族から子への面会の要求が多かった。
- 相手には何のデメリットもなく、社会的な立場も家も失うことなく、罪の意識もなく権利ばかり主張すること。相手は自覚がないので、甘えたり、夜遅く電話をかけられたりしたので喧嘩になった。
- 役所等に行って被害者を演じる。
- 退去命令が認められなかったので諦めた。
- 相手と今後どのように対応してよいのか分からない。
- 交際中にストーカー的な行為をされたことがあるので、また同じことをされるのではないか。

(10)【支援者のこと】(N21)

- | | | |
|---|-------------------------|------------|
| 1 | 母国語が通じないこと | 1 (4.8%) |
| 2 | 公的機関の支援者から心無い言葉をかけられること | 10 (47.6%) |
| 3 | 公的機関の支援者が毎回変わる事 | 5 (23.8%) |
| 4 | その他 | 13 (61.9%) |

- 民間シェルターが本当に良くしてくれた。
- 生活保護のケースワーカーが変わる度に、引継ぎがされていないため、最初から同じことを全て話さなければならないこと。
- フィリピン人なので、自分が漢字を欠けないことぐらい。特にはない。
- 警察にかけ込んだときに、あなたが悪い、話し合えば分かったと戻された。あんなに精神的におかしいと言われた。授乳時にも席をはずしてくれなかった。実家にも電話をかけて現在の居場所を教えてしまった。
- 役場の人の事務的な対応。
- 役所の人が事務的で、相談している者の立場(DV)を分かろうとしていない。
- 地元福祉の人の理解のなさ。
- どこまで理解をしているのか大変疑問。弱い人間と思って対等な目線にはない。心無い言葉の多くも勉強不足以外に、愚かな人間であると心の中で思っているからこそ、ひどい言葉を出す

人もいます。特に支援者に多い。結局のところ、自己肯定のために支援をしている福祉関係者も多いと思います。対等に見ていないのは、私たちも馬鹿ではないのできちんと感じています。この意見は私だけではありません。むしろこのことに諦めを感じて何も言わない人の方が大変多いはずですし、絶対接しないという人たちも多くいます。

- 公的施設に一ヶ月程度いた。担当の相談員にはとても良くしていただいた。寮母さんたちは本当に心無い言葉・態度で親子共に辛かった。「税金で作った食べ物だから残さないで」等々、生活指導全般が心無い態度に思えた。
- 警察を何度も呼んだことがあるため、またかというような態度で真剣に取り合ってもらえない。
- 支援機関同士の連携が悪く、情報が共有されておらず、つらい思いをした。
- 公的施設の方と話をしたとき、「父親がいないと男の子を育てるのは難しいのでは、男の大人になりきれない子どももいる」と言われ、意外だったことがある。
- 家を出たばかりの時に離婚するしかないと言われ、同時に離婚届を渡された。

(11)【その他】(N28)

- 1 どうすれば自立して生活できるのか情報が無いこと…………… 9(32.1%)
- 2 相談できる人が周りにいないこと…………… 3(10.7%)
- 3 新しい環境になじめないこと…………… 11(39.3%)
- 4 その他…………… 12(42.9%)

- 子育て環境が充実していないため、1人で子育てしている気分になる。周りに人もいて、相談も可能だが、普通に生活していくときには近所に子どもをみてくれる人などがいなくて困る（実家には父しかいないため、子どもの面倒は全て私1人で見ている。）
- 相談できる人がいても生活は独りなので全て不安なこと。
- 公的施設で相談できる人に出会えたことで、今も心強いが、他の職員は異動で変わる。他人事という感じがする。DV専門のスタッフが必要。
- 離婚するには裁判が良いのかどうか迷っている。弁護士に現在相談している。
- 転校により、子どもが登校を泣いて嫌がるようになった。
- 隠れ住まなくてはいけない現実。
- 逃げ回ることが辛かった。
- 家を出るとばかりせかして後は知らんふり。いろいろな人の話を聞くが、資産、お金や家のある人はその後の自立もスムーズだが、それ以外の人はいどい状態。
- 将来の生活の見通しができないこと。
- 遠くから来たため、団体の呼称が違い、分からないので、手続をしなかったなどがあった。例えば子ども会と育成会など。
- 他県に移ったときに、こちらでの支援団体の雰囲気になかなかなじめず心の相談ができなかった。
- 自分は悪くないのに、ローンが終わったばかりの家を離れ、住み慣れたまち、友達との日常の付き合い、18年間にわたるボランティア活動の蓄積など、すべてを失って、生活を一からまたつくりあげなければなりません。不条理だと思います。

- 3 児童扶養手当の受給 15 (65.2%)
- 4 その他 [] 4 (17.4%)

- 子どもからの支援
- 民間シェルターの貸付金制度を使った
- 自分で働いて得たお金と兄弟からの多少の援助
- シェルターからの食費

(3)【住宅確保に関する支援】(N18)

- 1 公的施設への入所 8 (44.4%)
- 2 民間賃貸住宅の斡旋, 紹介 9 (50.0%)
- 3 公的賃貸住宅への入居 3 (16.7%)
- 4 民間賃貸住宅の契約時の身元保証 0 (0.0%)
- 5 その他 [] 1 (5.6%)

- 母子生活支援施設への入居

(4)【就労に関する支援】(N28)

- 1 ハローワークなどでの職業紹介や相談 16 (57.1%)
- 2 パソコン操作などの職業訓練 7 (25.0%)
- 3 母子家庭など就業・自立支援センターにおける支援 7 (25.0%)
- 4 就職する際の身元保証 1 (3.6%)
- 5 その他 [] 8 (27.6%)

- 民間シェルターに探してもらった
- アルバイトニュース
- 求人雑誌の活用
- 友人の紹介
- 友人・知人
- パルティのキャリアコーディネーターの方との相談
- 民間シェルターの紹介した人の支援。

(5)【手続に関する支援】(N23)

- 1 国民健康保険などへの新たな加入 11 (47.8%)
- 2 住民基本台帳などの閲覧や交付の制限 15 (65.2%)
- 3 その他 [] 2 (8.7%)

- 生活保護
- 学校は直ぐに手続ができ, 登校できたのが早くて助かった。

(6)【健康に関する支援】(N20)

- 1 心理カウンセラーなどによるカウンセリング…………… 19 (95.0%)
- 2 その他〔 〕…………… 3 (15.0%)
 - 医療機関に入院
 - 病院への同行支援
 - 入院治療

(7)【子どもに関する支援】(N20)

- 1 子どもの学校や保育所に関する支援…………… 17 (85.0%)
- 2 児童相談所などでの子どもへのカウンセリング…………… 2 (10.0%)
- 3 その他〔 〕 3 (15.0%)
 - 保育室での託児
 - 児童相談所の入所。
 - 医師によるカウンセリング

(8)【裁判・調停に関する支援】(N29)

- 1 裁判費用や弁護士費用などの補助, 立替え…………… 14 (48.3%)
- 2 保護命令書の作成支援…………… 16 (55.2%)
- 3 その他〔 〕…………… 7 (24.1%)

- ボランティアによる離婚裁判への支援
- 弁護士事務所への同行
- 弁護士の協力
- 弁護士の紹介
- シェルターに入所中に, 相談機関で紹介してもらった, DV に詳しい女性弁護士と無料相談会にて離婚調停や今後についてのアドバイスを受けることができ, 大変心強かった。
- 意見書の提出
- 法テラスの電話相談
- 法テラスを紹介

(9)【相手との対応に関する支援】(N17)

- 1 警察による防犯指導…………… 14 (82.4%)
- 2 相手が子どもと面会する際の立会い…………… 0 (0.0%)
- 3 相手の家に荷物を取りに行く際の同行…………… 2 (11.8%)
- 4 その他〔 〕…………… 3 (17.6%)

- 相手とのやりとりについての相談, 離婚にあたっての相談を民間シェルターにした。
- 埼玉県に住んでいた時には, 逃避先の周囲をパトロールしてくれた。
- 相手の行動の状況把握

(10)【その他の支援】(N33)

- 1 母国語による通訳…………… 1(3.0%)
- 2 自助グループなどでの精神的支援や情報交換…………… 10(30.3%)
- 3 配偶者暴力相談支援センター，婦人相談員などによる情報提供… 28(84.8%)
- 4 その他〔…………… 〕…………… 5(15.2%)

- 民間シェルターのスタッフと話しができる関係になれたこと。
- 病院転院のこと。
- 法律無料相談
- 民間シェルターでの IT 講習
- 民間シェルターの利用

問38. 全員の方に，これまでに必要だった支援についておうかがいします。
これまでに，どのような支援があればよかったですか。自由に記入してください。

全員の方に，これまでに必要だった支援についておうかがいします。
問38. これまでに，どのような支援があればよかったですか。自由に記入してください。

<金銭的支援>

- 着替えもなく，余分なお金もなく，不安で一杯でしたので，一時的にもお金の援助があったらと思いました。
- 夫と離れて暮らしたくても，経済面で不安がありできなかった。経済的なサポートがあれば嬉しい。
- 一人ひとりの個人に沿った支援。金銭的な支援。制限が多すぎて使いづらい。ゼロからの生活をしていくこと。洋服1枚，就職のためのスーツ一着購入するのにどれだけのお金がかかるのか，現況をもう少し把握して欲しい。
- シェルターが無料だと良かった。
- 金銭的な援助が欲しかった。
- 通●の収入で不足する生活費に補充する支援が欲しい。生活のために夜パートをしなければいけない。

<住宅支援>

- 何も持たず，身ひとつで子どもを連れ出して，行く場所もなく，アパート等，すぐに住める所と，資金に困りました。
- 公営住宅にすぐに入居できれば安定した生活に早くつけたと思う。
- 公的施設に長期間滞在したい。
- 住宅の保証人が必要なときに，役所が保証してくれるような制度があったら助かる。
- 公的施設に入居した後，夜間事務所に誰もいなくなってしまうことがとても不安だったので，誰かいて欲しかった。敷地の門に鍵がないこと。

- これから自立しようというときに、何より苦労したのが住む家でした。子どもを抱えて仕事を探すも何も、子どもの送迎をしながらの職探し・・・大変でしたが努力してカバーできるなら頑張ります。しかし、県・市営住宅などの「運」だけではどうにもならず。優先枠だけでなく、優先順位があっても良いと思います。
- 家を出てからシェルターにお世話になりました。精神的にすごく不安で、自立するには資金もなく、仕事先もなかなか見つからないし、焦りました。精神的に不安だったので、もう少し入居期間を長くしてもらえれば、ゆとりを持って仕事も探せたと思いました。
- お金があったため、公的施設に入れなかった。
- 県外で生活せざるを得なかったが、住民票を異動できず（相手の追跡を避けるため）、公営住宅の申込ができず困ったので、住民票を動かさないまま、申込できるようになれば良いと思う。子どもが一定年齢になると公的施設を出なくてはならないので、公営住宅入居までステップハウスのような専門のアパートがあったら助かると思う。

<職務関係者の対応改善>

- DV と母子家庭は似て異なるものだという認識における支援体制が欲しい。シングルマザーというカテゴライズしたもので支援をしようとしても無理があると思います。何度か「シングルマザーの会」などに出席しましたが、温度差を感じます。当人たちを別物と感じていると思います。とても人権を無視した対応が多い。
- DV に詳しい弁護士が一人ではなく、多くいればスムーズに調停が進むのではないかと。
- 公的施設ではなく、初めから NPO（シェルター）を紹介して欲しかった。
- 警察で、女性の担当がいれば、子どもの授乳の時などにも嫌な思いをせずに済んだと思う。警察は特にモラルハラスメント（身体的暴力以外の暴力）に対する理解がないと思う。孤立し、経済的に追い詰められることに対しても理解がなかった。
- 調停で決まったことは（慰謝料）、もし実行されないときは裁判所で支払うよう強制的な手立てをとってもらえると思っていた。しかし、支払われなかったので相談に行ったら、相手が払わなければ、また申し立て手続きをしなければならぬ。こんなことが分かっていたら、慰謝料の分割など妥協しなかった。相手と交渉するのが怖くて早く妥協してしまったことが悔やまれる。調停の時、勧められるままに決めてしまった。もっと裁判所は説明をして欲しかった。
- なぜ今、家を出なくてはいけなかったのか。子どもたちの納得の行くような説明を自分の口からは上手く言えなかった。子どもたちにとっては父親なので。出てからは危険が及ぶということで連絡を一切取らずにいたので、子どもたちの状況が分からず不安でした。私が直接話さずとも、間に入って話をしてくれる人がいたならどんな良いだろうと何度も思いました。
- 相談機関一覧を見て電話をかけたが、DV についての情報が詳しくなかったため、解決までに時間がかかった。
- 公的な手続がもっと簡潔にできたら良い。地元を離れて生活している DV 被害者が証明書等を役所に取り寄せるのは大変。住民基本台帳の非開示を申し込んでいたにもかかわらず、夫が戸籍をとり、移籍先が分かってしまった。転校手続の方法が市によって異なる。
- DV に対して理解のある調停員がいてくれると良かったと思います。メンタルヘルスの知識のあるスタッフが常駐しているシェルターがあると良いと思います。

<精神的支援>

- 新しい生活を始めても、精神的に追い込むことは度々あります。プロのカウンセラーを受けられる場が近くにあって、もっと胸の内を聞いてもらえる時間があったらと思います。働いて物理的に満たされてきても、心の安定はかなりの時間がかかると思います。ただ気持ちを聞いてくれるだけで、それだけで日々安定した気持ちで生活できると思います。栃木県のシェルターから他県のシェルターに移ってグループやカウンセリングを受ける機会がなかった。栃木のようなシェルターがあったら良かったと思う。
- カウンセリングを受けられたことがとても助かったので、重要な支援だと思う。
- 一番感じるのは身体的・心的に長い間苦しんでいたから、そばにいつでもかけつけてくれる安心できる人が欲しかったです。私は言葉の暴力からなかなか立ち直れませんが、人間の優しい言葉かけがとっても嬉しく思います。
- 一時避難入所中のカウンセリングのような相談の時間がもっとあると良いとおもう。もしくは、入所中にセルフヘルプグループによる話し合いでも良いので、安全な集いが欲しかった。

<子どもに関する支援>

- 子どもを預かってくれるような人、場所が欲しい。
- 求職中に、未就学児の一時保護の支援が欲しかった。
- 家を出てから子どもの送迎やペットを預かってくれるボランティアがあると良い。
- 保育園に空きがなく、なかなかは入れなかった。

<施設・設備等の充実>

- 公的施設に母子で世話になったが、子どもたちが遊ぶ用具（自転車、バドミントンなど）が殆ど壊れたままで、使えなかった。クーラーの効きが悪く、窓を開けて大声が聞こえるようなことは禁止された中で、室内で時間を過ごすため、遊具類は大事なものと思うので、その充実、修理等は配慮していただきたい。
- DV 防止法に市町村単位で取り組む方向だというのが、今後もし元夫から何かあった場合、今のままでは人目が気になり、地元の役場には行かないと思う。遠くてもパーティに行った方が相談しやすい。個室の相談室がないとプライベートなことを話せないし、利用者の心理に配慮できるだけの専門職の人に相談したい。

<広報発の充実>

- DV 法や助けてくれる民間シェルターや公的機関があることを知らなかった。DV 法など情報をPRして欲しかった。
- DVに関する情報を早くから知りたかった。
- DVについて、もっと早く知っていれば、夫の暴力から早く逃れることができた。周りに相談する人がいなかった。相談したら白い眼で見られそうな気がした。DV 被害者向けの情報（同行支援、住宅情報）が欲しかった。夫と一緒にいて束縛されていると、相談する機会がなかった。
- 夜や年末年始の電話相談。精神的暴力に対する啓発活動と、公的機関における DV という認知。
- 自分が DV 被害者だとは気付けないでいた。DV の啓発にもっと力を入れてほしい。

- シェルターに入っている時期に、サバイバーの話を聞きたかった。
- DV に関する相談の際に、保護命令の作成支援ならここ、保護命令を出す際にはここへ行って相談しなければいけない、というちょっとした情報・連絡先の載っている用紙等があると、もっとスムーズに動けたと思います。
- 自分の精神的な回復をさせてくれるところの情報。
- 的確な相談場所にたどり着けなかったのが、本当にサポートしてもらえる所にいち早く辿り着ける情報が欲しい。

<加害者に対する対策>

- 退去命令が却下されたことで、警察の方が夫と同居していた家の周辺までパトロールしてくれるということだったが、それだけでは不安で荷物を取りにいけなかった。

<その他>

- 今のように保護命令があればよかった。
- 勉強会や後援等は、DV 被害者のみの集いにして欲しい。昼寝している者、あくびしている人、隣の人と話す人など、DV 被害者ではない人たちが大勢で、何とか救われないと出かけたが、反対に惨めな思いで帰ってきた。すぐに必要な生活費の貸付など、特例の人の支援を是非お願いしたい。

最後に、あなたについておうかがいします。

F 1. あなたの年代は次のうちどれですか。(N53) (1つだけに○)

1. 16～19歳	0(0.0%)
2. 20～24歳	1(1.9%)
3. 25～29歳	7(13.2%)
4. 30～34歳	7(13.2%)
5. 35～39歳	8(15.1%)
6. 40～44歳	6(11.3%)
7. 45～49歳	9(17.0%)
8. 50～54歳	9(17.0%)
9. 55～59歳	2(3.8%)
10. 60～64歳	2(3.8%)
11. 65～69歳	1(1.9%)
12. 70歳以上	1(1.9%)

F 4. あなたにお子さんはいますか。(1つだけに○) (N51)

- 1. 子どもがいる 46 (90.2%)
- 2. 子どもはいない 5 (9.8%)

【F 4で「1. 子どもがいる」に○をした方におうかがいします。

F 4- 1. お子さんの人数は何人ですか。(1つだけに○) (N53)

- 1. 1人 19 (35.8%)
- 2. 2人 16 (30.2%)
- 3. 3人 6 (11.3%)
- 4. 4人 4 (7.5%)
- 5. 5人 0 (0.0%)
- 6. 6人以上 0 (0.0%)

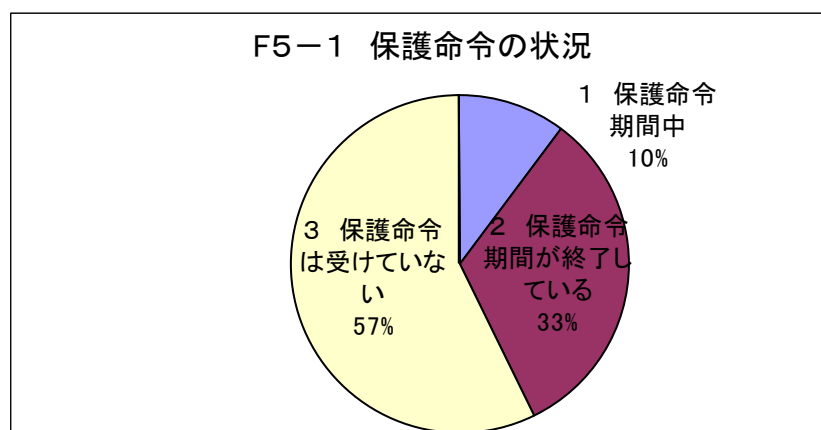
あなたの現在の状況は次のうちどれですか。(1つだけに○) (N53)

- 1 配偶者などからの暴力について援助に向けた相談中 3 (5.7%)
- 2 一時保護を受けている 3 (5.7%)
- 3 暴力をふるった相手と離れて暮らしている 48 (90.6%)

【F 5で「3. 暴力をふるった相手と離れて暮らしている」に○をした方におうかがいします。

F 4- 2. 現在の保護命令の状況はどうか。(1つだけに○) (N49)

- 1 保護命令期間中 5 (10.2%)
- 2 保護命令期間が終了している 16 (32.7%)
- 3 保護命令は受けていない 28 (57.1%)



調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。